

條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十三年勅令第三百十五號ヲ以テ昭和十三年五月五日ヨリ施行)

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分

四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當(基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率

二 直前ノ事業年度ノ配當率

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ

會社經理統制令

ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍チ舊法ニ依ル

會社經理統制令

(昭和十五年十月勅令第六百八十號)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避ケルコト
二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給支法ヲ適正ナラシムルコト

設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六
四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルトキ
二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルトキ
會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率

ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社
- 二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數常時三十人以上ノ會社

給スル給與ヲ謂フ

- 三 退職金（會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ）
- 四 臨時ノ給與（會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ）
- 五 雜給與（前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ）

第十二條 會社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ於テ支給シタル役員報酬ノ合計金額（當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額）ヲ超ユルトキ
- 二 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ
- 三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ
- 四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ
- 五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

會社經理統制令

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者
- 二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 會社ニ雇傭セララル者
- 二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分テ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 報酬（會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他特定ノ事由ニ依リ特定ノ役員ニ對シ支給スルモノヲ除ク）
- 二 賞與（會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ）

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額（百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ）ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 法定賞與額（閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同ジ）
 - 二 前期賞與額（直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ）
- 左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
- 一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額
 - 二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルト

キハ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額

- 三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ

- 一 該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
- 二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依リノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルトコトヲ得ズ

- 一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
- 二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事スルニ因リ支給スル手當
- 三 居残手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
- 四 閣令ヲ以テ定ムル家族手當
- 五 食事手當又ハ被服手當
- 六 歩合ニ依リ支給スル手當
- 七 現物ヲ以テ支給スル手當
- 八 其ノ他閣令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條 會社ガ每賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ

會社經理統制令

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
- 二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
- 三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
- 四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)
- 五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十八條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十九條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ヲ増加支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告

在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルトコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依リノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルトコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社ニシテ

本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金給若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定變更若ハ廢止ヲ命ズルトヲ得

第二十七條 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本章ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル目的ヲ以テ役員又ハ社員ニ對シ給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第四章 經費及資金

第二十九條 會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ開令ノ定ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於ケル左ノ各號ニ掲

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ第一項第一號、第二號、第四號又ハ第五號ニ掲グル支出ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經營ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 有價證券ノ取得又ハ處分
 - 二 特許權、礦業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分
 - 三 資金ノ貸付又ハ借入
- 主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ

會社經理統制令

グル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

- 一 機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
 - 二 寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
 - 三 開令ヲ以テ定ムル福利施設費
 - 四 前號ニ掲グル福利施設費以外ノ福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
 - 五 研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
- 前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ前項第一號ニ掲グル支出ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ遲滞ナク主務大臣ニ報告スベシ

爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ開令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對

シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜 則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ前條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分又ハ指定命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當

スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ

營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀

行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得
臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事
務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年
十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令
第四百九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行
爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及
資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日
迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ
拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同
日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日
後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益
配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ
受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ
當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ

第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス
第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至
前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定
ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關
シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用
セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ
適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第
四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事
業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ之ヲ適用ス

〔參 照〕

大正十五年三月六日公布勅令第九號ハ日本國及ソヴィエ
ト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關
スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太
ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目
的トスル帝國株式會社ニ關スル件及昭和十四年四月十二
日公布勅令第四百九十四號ハ稅務署長ヲシテ會社利益配當
及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件ナリ

基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其
ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ
事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配
當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配
當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最
初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキ
ハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事
業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行
前ノ資本金增加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因
リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定
ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會
社ガ當該資本金增加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施
行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第
一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依
リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ
指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サント
スルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月
閣令第十三號)

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一
項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各
號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金
額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定
前課稅ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定
資産償却ノ累計金額中課稅上損金ニ算入セラレザリシ金
額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ
當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

- 一 拂込資本金額
- 二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度
ノ利益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退
職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立
金及税金引當金ヲ除ク
- 三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以

テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額
中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタ
ル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テ
タル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ
依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額
又ハ償却ノ不足評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資
産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨ
リ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付
主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ
依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算
書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出
スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利
益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別
表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元
帳殘高表並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザル
モノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ
戻入レタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ
其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザ
ルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベ
キ法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税

附加税及法人税法施行規則第二十九條ニ規定スル租税
當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル
金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業
年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲ゲ
ル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ

八四三

對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之
ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主
務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依
ル許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之
ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ
事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年
度ニ於テ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ直前ノ事業年
度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數
ヲ乗ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジ
タルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務
大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ
許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金
ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除
シテ得タル金額トス

拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ 百分ノ一〇・四五

拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 九・三五

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 八・一〇

拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 七・四〇

拂込資本金百萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・七〇

拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・〇〇

拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 五・五〇

拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・九五

拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・三〇

拂込資本金七百萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ 四・〇〇

拂込資本金七百萬元ヲ超エ千萬元以下ナルトキ 百分ノ 三・九〇
 拂込資本金千萬元ヲ超エ千五百萬元以下ナルトキ 百分ノ 三・五五
 拂込資本金千五百萬元ヲ超エ二千萬元以下ナルトキ 百分ノ 三・一五
 拂込資本金二千萬元ヲ超エ二千五百萬元以下ナルトキ 百分ノ 二・九〇
 拂込資本金二千五百萬元ヲ超エ三千萬元以下ナルトキ 百分ノ 二・七五
 拂込資本金三千萬元ヲ超エ四千萬元以下ナルトキ 百分ノ 二・六〇
 拂込資本金四千萬元ヲ超エ五千萬元以下ナルトキ 百分ノ 二・四〇
 拂込資本金五千萬元ヲ超エ七千萬元以下ナルトキ 百分ノ 二・二五
 拂込資本金七千萬元ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ 二・〇五
 拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬元以下ナルトキ 百分ノ 一・八五

拂込資本金一億五千萬元ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・六五
 拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬元以下ナルトキ 百分ノ 一・五五
 拂込資本金二億五千萬元ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四五
 拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四〇
 拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・二五
 拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ 百分ノ 一・二〇
 百分ノ 一・〇〇
第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス
 第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス
第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ

付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス
 前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給

會社經理統制令施行規則

與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス
 一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九號ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル社員ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

- 一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (甲) 國債證券又ハ貯蓄債券ヲ以テ支給シ當該會社ニ於テ當該國債證券又ハ貯蓄債券ヲ當該社員退職ニ至ル

會社經理統制令施行規則

二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具癡疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

一 傷病手當

二 休職者ニ對スル手當

三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當

七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當

八 保險料ノ補給

九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益

十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與

迄保管スルモノ

(乙) 郵便貯金ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該郵便貯金ノ通帳ヲ當該社員退職ニ至ル迄保管スルモノ

(丙) 前二號ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法ニ依ルトキ

二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會

社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項第三號ノ福利施設費ハ左ノ各號ニ掲グル支出トス

- 一 法令ニ定アル施設ニ關スル支出
- 二 保健衛生施設ニ關スル支出

前項各號ニ掲グル施設ノ範圍ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第三十二條 資本金百萬圓以上ノ會社(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ヲ除ク)ハ令第二十九條第一項ノ規

後十日以内ニ別表第二十一號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 二 株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ
- 四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ
- 五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

會社經理統制令施行規則

定ニ依リ每事業年度開始後三十日以内ニ別表第十九號様式ニ依リ同項各號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ本令施行ノ際其ノ期間ノ一部ヲ經過セル事業年度ニ關スル報告書ハ本令施行後三十日以内ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ報告ヲ爲シタル後令第二十九條第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル支出ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル會社ガ其ノ變更シタル豫定額ヲ別表第二十號様式又ハ第二十一號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ金額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十二號様式又ハ第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第三號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出後十日以内ニ別表第二十號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ

二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ

六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ

七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ

八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ
會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラ
ズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル會社ニ付テハ之
ヲ適用セズ

- 一 銀行
- 二 信託會社
- 三 保險會社
- 四 無盡會社
- 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 六 有價證券業取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 七 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所
- 八 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ
取引員タル會社
- 九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社

第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許
可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可
申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出
スベシ

ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サン
トスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
ヲ爲スニ必要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ
前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付
テハ之ヲ適用セズ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分
ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依
ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣
ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支
目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入
ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六
號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經
テ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

會社經理統制令施行規則

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關ス
ル明細書

第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、鑛業權
又ハ漁業權（以下無體財產權ト總稱ス）ヲ取得シ又ハ處
分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主
務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件
五萬圓未滿ナルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資
本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認
可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資
金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳
ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見
書
- 四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、使途其
ノ他ニ關スル明細書

第四章 諸報告

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓
未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七
號様式ニ依ル會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設
立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタ
ル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二
十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資
本増加後三十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬
圓未滿ノ會社（相互會社ヲ除ク）ハ本令施行後三十日以
内ニ別表第二十八號様式ニ依ル會社概況報告書ニ最終ノ
貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬

圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ
 前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス
 前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
- 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金並ニ役員及社員給與計算書

在地ヲ所轄スル稅務署ヲ經テ提出スベシ

- 一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
- 二 令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣（同條第一項第二號、第三號又ハ第四號

別表

區分	標準	基本	本給料	月額	額	
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額	
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者					

會社經理統制令施行規則

- 三 別表第三十三號様式ニ依ル給與狀況調書
 - 四 別表第三十四號様式ニ依ル資産償却計算書
 - 五 別表第三十五號様式ニ依ル令第二十九條第一項各號ニ掲グル支出ノ豫算實踐對照表
 - 六 別表第三十六號様式ニ依ル旅費支出實踐調書
 - 七 別表第三十七號様式ニ依ル經費支出明細書
 - 八 財産目錄、貸借對照表及損益計算書
- 前項第八號ノ損益計算書ニハ總益金及總損金ヲ損益計算發生ノ原因ニ依リ區分記載スベシ

第五章 雜則

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ屆書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指示シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令（第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク）ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ屆書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所

- ニ掲グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營ム事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣）ニ直接提出スベシ
- 三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

別表 第一號様式ノ一(第二條)

利益配當許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)		印
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
當該利益配當ノ屬スル 事業年度	第 期 自 至	當該利益配 當支拂開始 豫定期日	
當 該 事 業 年 度	豫 定 配 當 率(7)	申 請 ノ 事 由 (9)	
	豫 定 配 當 金(7)		
	自 己 資 本		
	豫定配當金ノ自己資 本ニ對スル年割合		
	自己資本計算 (8)		
	拂込資本金 積立金等 繰越缺損金等 自 己 資 本		
利 益 金	利 益 金	稅 金 引 當 金	積 立 金
	配 當 金	賞 與 金	留 保 率
分ノ豫定額(10)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

社會經理統制令施行規則

八五五

海 事 法 令 集

八五四

實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズ
ル學歷ヲ有スル技術者
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズ
ル學歷ヲ有スル事務者
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル
學歷ヲ有スル者
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之
ニ準ズル學歷ヲ有スル者
小學校令ニ依ル高等小學校卒業者又ハ之ニ準
ズル學歷ヲ有スル者
小學校令ニ依ル尋常小學校卒業者又ハ之ニ準
ズル學歷ヲ有スル者

四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額

第一號様式ノ三(第二條)

當該事業年度前四事業年度内ニ合併アリタル場合ニ於ケル被合併會社ノ商號、資本金及合併前二事業年度ノ配當率(13)							
合併前 區分 ノ會社							
資本金							
拂込資本金							
二事業年度 ノ配當率	自至	自至	自至	自至	自至	自至	自至
合併條件ノ 概要竝ニ合 併年月日							
其 ノ 他 參 考 事 項							

(日本標準規格B5 182×257耗)

第一號様式ノ二(第二條)

當該事業年度ニ於テ 政府ヨリ受ケタル補 助金、補給金、損失補 償金其ノ他ノ交付金	交付官廳名	交付金ノ名稱	交付金額	備考
當該事業年度前四事業年度ノ平均拂込資本金、 利益金、配當金、配當率留保率(11)				
期 區分 別	第 期(自至)	第 期(自至)	第 期(自至)	第 期(自至)
平均拂込 資本金				
利益金				
配當金				
配當率				
留保率				
會 社 ノ 經 歷 (12)	設立年月日			
	資本金ノ異動 及其ノ年月日			
	其ノ他			
其 ノ 他 參 考 事 項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ一(第六條)

役員報酬支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		㊟	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
當該報酬ノ屬 スル事業年度(7)	第 期 自 至	年 月 日 現在		
		役員數(8)	社員數(8)	
申請報酬額(9)	會社ノ定ニ依ル 最高限度額(10)			
不要許可額(11)	算出ノ基礎(12)			
報 酬 支 給 内 譯 (13)	區 分 役 名 員 數	當該事業年度	直前事業年度	貯 蓄 額
申請ノ事由(14)				

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

八六三

第三號様式(第四條)

積立金使用許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		㊟	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
積立金ノ現在額(1)		使用セントスル積立金ノ 種類及金額並ニ使用ヲ必 要トスル事由		
種 類	金 額			
法定準備金				
令第六條ノ規定 ニ依ル積立金				
計				
特別ノ積立ヲ爲スベキ命令ヲ受ケタル 年月日				
其 ノ 他				
參 考 事 項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

八六二

第四號様式ノ三(第六條)

區分	會社名 事業年度	事業年度				
		第()期 自()至()	第()期 自()至()	第()期 自()至()	第()期 自()至()	
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度(16)	平均拂込資本金					
	役員數					
	役員給與	報酬總額				
		賞與總額				
		雜給與總額				
		臨時ノ給與總額				
	計					
	賞與總額ノ純益金ニ對スル割合					
	純益金					
	配當金					
配當率						
其ノ他參考事項						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ二(第六條)

區分	事業年度	當業該年	事業年度	第()期		第()期		第()期		
				自()至()	自()至()	自()至()	自()至()	自()至()	自()至()	
當該事業年度及其ノ前三事業年度(15)	平均拂込資本金									
	役員數									
	役員給與	報酬總額								
		賞與總額								
		雜給與總額								
		臨時ノ給與總額								
	計									
	賞與總額ノ純益金ニ對スル割合									
	純益金									
	配當率									
社員數										
社員給與	基本給料總額									
	手當總額									
	賞與總額									
	臨時ノ給與總額									
計										
受當給平均額	基本給料									
	手當									
	賞與									
	臨時ノ給與									
其ノ他參考事項										

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ二(第十條)

當ノ該事業年度計算(12)	會社決算上ノ利益金		申請ノ事由(13)		
	差引純益金				
區分	事業年度	當該事業年度	第()期(自至)	第()期(自至)	第()期(自至)
	平均拂込資本金				
該事業年度及其前三年事業年度(14)	員數				
	役員	報酬總額			
		賞與總額			
		雜給與總額			
		臨時ノ給與總額			
計					
與	賞與總額ノ純益金ニ對スル割合				
	純益金				
前	配當率				
	社	基本給料總額			
手當總額					
賞與總額					
臨時ノ給與總額					
計					
給與	受平給者均一人當額	基本給料			
		手當			
		賞與			
		臨時ノ給與			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ一(第十條)

役員賞與支給許可申請書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)				
	商號(2)				
	資本金(3)	(拂込)	圓		
	代表者氏名(4)		Ⓢ		
	電話番號	擔當者氏名			
昭和 年 月 日	會社ノ設立年月日				
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)				
當該事業年度	屬第()期自至	期末現在役員數	期末現在社員數		
申請賞與額(7)		會社ノ定ニ依ル最高限度額(8)			
純益金ニ對スル申請賞與額ノ割合		同上規定ノ抜萃(9)			
不要許可額(10)	法定賞與額		算出ノ基礎		
	前期賞與額		算出ノ基礎		
	令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額		算出ノ基礎		
賞與支給内譯(11)	區分	當該事業年度	直前事業年度	貯蓄額	
		員數			
賞與支給豫定期					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第六號様式(第十二條)

役員退職金準則許可申請書	
大臣 殿 昭和 年 月 日	会社ノ本店ノ 所在場所(1)
	商 號(2)
	資 本 金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) ㊦
	電 話 番 號 擔當者氏名
會社ノ設立 年 月 日	
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)
區 分	受給者ノ 資格(7)
	支給ノ條 件(8)
金額又ハ割合(9)	
支給ノ方法(10)	
支給ノ時期	
備 考(11)	

會社經理統制令施行規則

第五號様式ノ三(第十條)

區 分	會社名 事業年度	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
		(自 至)	(自 至)	(自 至)	(自 至)
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度(15)					
平均拂込資本金					
役 員 數					
役 員 給 與	報 酬 總 額				
	賞 與 總 額				
	雜 給 與 總 額				
	臨 時 ノ 給 與 總 額				
計					
賞與總額ノ純益 金ニ對スル割合					
純 益 金					
配 當 金					
配 當 率					
其ノ他 參 考 事 項					

海事法令集

第八號様式(第十四條)

役員臨時給與支給許可申請書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込) 圓			
	代表者氏名(4)	印			
	電 話 番 號	擔當者氏名			
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日				
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)				
當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	年 月 日 現 在			
		役員數(7)	社員數(7)		
申 請 額	支給豫定期				
支 給 内 譯 (8)	區 分 役 名 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與		
			備 考		
	支給ノ方法及 支出科目(9)				
	申請ノ事由(10)				
既往ニ於ケル類似ノ臨 時給與ノ支給年月日、 金額及支給ヲ受ケタル 役員ノ職名及員數					
其ノ他參考事項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第七號様式(第十三條)

役員退職金支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)	印		
	電 話 番 號	擔當者氏名		
昭和 年 月 日	會社ノ設立 年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)			
退 職 金 ノ 支 給 ヲ 受 ク ル 者	役 名			
	氏 名			
	年 齡			
	在 職 年 數(7)			
	退職前一年間ノ 報酬支給額			
	不要許可額(8)			
	申 請 額(9)			
	在 職 中 ノ 報 酬 支 給 額(10)			
	在 職 中 ノ 賞 與 支 給 額(10)			
	支給ノ方法及 支出科目(11)			
申請ノ事由(12)				
其ノ他參考事項(13)				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ一(第十八條)

社員昇給許可申請書			
大田 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
該 當 昇 給 期 ニ 於 ケ ル 昇 給 限 度(7)	既 昇 給 一 實 年 蹟 間(9) ノ	昇 給 期	
同 上 算 出 ノ 基 礎(8)		昇 給 金 額	
許 ト ス ヲ ル 受 ケ ン 給 (10)	昇 給 豫 定 期	申 請 ノ 事 由 (11)	昇 給 人 員
	昇 給 金 額		昇 給 前 ノ 基 本 給 料
	昇 給 人 員		
	昇 給 前 ノ 基 本 給 料		
區 分	昇 給 前 基 本 給 料 月 額 平	昇 給 後 基 本 給 料 月 額 平	員 數
	一 人 當 均	一 人 當 均	
昇 給 セ ザ ル 者			
昇 給 該 當 者			
計			
其 ノ 他 參 考 事 項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

八七三

第九號様式(第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
經 歴、技 初 任 基 能、學 歷 本 給 料	職 務(7)	現 在 人 員(8)	其 ノ 初 任 基 本 給 料(9) 備 考
其 ノ 他 參 考 事 項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

海事法令集

八七二

第十一號様式(第二十三條)

會社經理統制令施行規則

賞・與期間(變更)屆書						
大臣 謹	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商號(2)		(拂込)			
	資本金(3)		圓	圓		
	代表者氏名(4)					印
	電話番號		擔當者 氏名			
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日					
會社ノ營業 主タル事業(5)		役員 年月日現在 社員數(6)				
會社ノ定タ ル賞與期間 及支給期(7)	期別	第一期	第二期	第三期	第四期	
	賞與期間 支給期					
變更前ノ賞 與期間及支 給時間(8)	賞與期間					
	支給期					
備						
考 (9)						

(日本標準規格B5 182×257耗)

八七五

第十號様式ノ二(第十八條)

社員ノ學歷年齡別員數(12)											
學歷	年 齡	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未 滿	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官專門 學校 立校	技術										
	事務										
私專門 學校 立校	技術										
	事務										
甲種 工業 學校	技術										
	事務										
乙種 工業 學校	技術										
	事務										
甲種 商業 學校	技術										
	事務										
乙種 商業 學校	技術										
	事務										
中學校	技術										
	事務										
高等 女學 校	技術										
	事務										
高等 小學 校	技術										
	事務										
尋常 小學 校	技術										
	事務										
其ノ他	技術										
	事務										
備考											

(日本標準規格B5 182×257耗)

海
事
法
令
集

八
七
四

第十三號様式ノ一(第二十五條)

社員賞與支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事 業場ニ付陸 軍又ハ海軍 ノ管理又ハ 監督ヲ受ク ルノ有無(6)		
當 該 賞 與 ノ 屬 自 ス ル 事 業 年 度 至	年 月 日現在 役員數(7) 社員數(7)		
賞與及手當金額(8)	不 要 許 可 限 度	算 定 ノ 基 礎	
	申 請 額	基 本 給 料 ニ 對 ス ル 割 合	
	直 前 額	基 本 給 料 ニ 對 ス ル 割 合	
支 給 ノ 時 期	當 該 賞 與 期 間	自 至	
申 請 ノ 事 由			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十二號様式(第二十四條)

社員賞與支給方法承認申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	役 員 年 月 日現在 社 員 及 社 員 數		
支 給 方 法			
管 理 方 法(6)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十三號様式ノ三(第二十五條)

社員ノ學歷年齡別員數(13)											
學歷	年 齡	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未 滿	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校											
乙種工業學校											
甲種商業學校											
乙種商業學校											
中學校											
高等女學校											
高等小學校											
尋常小學校											
其ノ他											
備考(14)											

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十三號様式ノ二(第二十五條)

年度別	給與ノ 區分 摘要	基本 給料	令 第十 號ニ テ揚 グル 當	其 ノ他 ノ手 當 (イ)	賞 與 (ロ)	計	(イ)ト	(イ)ト
							(ロ)ノ	(ロ)ノ
直前ノ 賞與 期間	現金支給							
	貯蓄額(9)							
	計							
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合							
當該 賞與 期間	現金支給							
	貯蓄額(9)							
	計							
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合							
直前ノ賞與期間前三 賞與期間ノ賞與率 (11)	受給人員							
	受給者一人當平均額(10)							
	賞與率							
貯蓄ノ 方法 (12)						其ノ他 參考 事項		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十五號様式(第二十七條)

會社經理統制令施行規則

社員臨時給與支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓 圓
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
支 給 ノ 條 件(7)	支給額ノ決定方法(8)		
支 給 人 員	支 給 金 額		
受 給 者 ノ 勤 務 場 所(9)	申請ノ月ノ前月中ニ 支給シタル命給者ノ 基 本 給 料		
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)	同上ニ對スル支給 金 額 ノ 割 合		
會 社 ノ 社 員 數(11)	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ受給者ニ支 給シタル賞與手當ノ 合 計 額(12)		
支 給 ノ 事 由(13)			
支 給 ノ 方 法 豫 定 時 期 及 支 出 科 目(14)			
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無(15)	支 給 年 月 日	支 給 事 由	支給額 (イ) 基本給料(イ)ノ(ロ)ニ 對スル割合

(日本標準規格B5 182×257耗)

八八一

第十四號様式(第二十六條)

海
事
法
令
集

社員賞與經費支出許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓 圓
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
當該賞與ノ屬スル 事 業 年 度	自 至	役員及社員數	役員 社員
令第二十一條ノ限度 (8)	賞 與 期 間		
限 度 超 過 額(9)	賞與期間中ニ於ケル		
經費トシテ經理セン トスル額(10)	基本給料支給總額		
經費トシテ經理ス ルノ要アル事由(11)			
當該賞與 期間及前 三賞與期 間ニ付經 費トシテ 經理シタ ル金額 (12)	賞 與 期 間 手 當 賞 與 基 本 給 料 基本給料ニ對ス ル手當、賞與ノ 合 計 額 ノ 割 合	自 至	自 至
其ノ他參考事項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

八八〇

第十七號様式(第三十八條)

報告書 社員手當準則承認申請書 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
社員數(7)	年 月 日現在	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
區 分	手當ノ 種類(8)		
	手當ノ 名稱(9)		
支 給 ノ 條 件(10)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合(11)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由 (12)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員 (13)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

八八三

第十六號様式(第三十九條)

報告書 役員雜給與準則承認申請書 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
雜給與 ノ種類 (7)			
標 準			
受 給 資 格 又 ハ 支 給 ノ 條 件 (8)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合 (9)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由(10)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員(11)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

海事法令集

八八二

第十九號様式ノ一(第三十二條)

令第二十九條ノ支出豫定額報告書						
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓				
	代表者氏名(4)	印				
	電 話 番 號	擔當者氏名				
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)					
當該事業年度 第 期 自 至	期首現在ニ於ケル 役員及社員數	役員 社員				
(一) 令第二十九條第一項第一號ニ掲グル支出 (機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費)						
區 分	支出 項目	機密費	支際費	接待費	廣 告 宣 傳 費	其ノ他 計
支 出 豫 定 額						
經理ノ 方法(7)	經 費 支 出					
	利 益 金 處 分					
	其 ノ 他					
前 三 事 業 年 度	自 至					
	自 至					
	自 至					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十八號様式(第三十九條)

社員退職金準則 報 告 承 認 申 請 書 制定變更許可申請		
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓
	代表者氏名(4)	印
	電 話 番 號	擔當者氏名
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)	
區 分	受給者ノ 資格(7)	
	支 給 條 件(8)	
金 額 又 ハ 割 合 (9)		
支 給 ノ 方 法(10)		
支 給 ノ 時 期		
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由 (11)		
備 考(12)		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ三(第三十二條)

第十九號様式ノ三(第三十二條)					
(二) 令第二十九條第一項第二項ニ掲グル支出 (寄附金)					
支 出 項 目	經常的ナルモノ(9)		其ノ他ノモノ		計
支 出 豫 定 額					
經理ノ方法(7)	經 費 支 出				
	利 益 金 處 分				
	其ノ他				
前三事業年度實踐	自 至				
	自 至				
	自 至				
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
事 業 年 度		前三事業年度(實踐)			
區 分	自 至				
	自 至	自 至	自 至	自 至	
純 益 金 (10)					
利 益 金 支 出 額 對 ス ル 寄 附 金 割 合					
備 考					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ二(第三十二條)

種 別	機 密 費	交 際 費	接 待 費	廣 告 宣 傳 費	其ノ他
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
事 業 年 度			前三事業年度(實踐)		
區 分	自 至				
	自 至	自 至	自 至	自 至	自 至
販賣費及總掛費總額(8)					
同上金額ニ對スル經費支出ノ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、總額ノ割合					
備 考					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ五(第三十二條)

(四) 令第二十九條第一項第四號ニ掲グル支出(施行規則第三十一條ノ福利施設費以外ノ福利施設費)				
支 出 項 目				計
支 出 豫 定 額				
經理ノ方法(7)	經 費 支 出			
	利 益 金 處 分			
	其 ノ 他			
前年 三度 事實 業績	自 至			
	自 至			
	自 至			
	自 至			
豫定理由又ハ算出基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由				
事業年度		前三事業年度(實蹟)		
區 分		自 至	自 至	自 至
令第二十九條第一項第四號支出				
令第二十九條第一項第三號支出				
計				
第四號支出ニ對スル第三號支出ノ割合				

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

第十九號様式ノ四(第三十二條)

(三) 令第二十九條第一項第三號ニ掲グル支出(施行規則第三十一條ノ福利施設費)				
支 出 項 目				計
支 出 豫 定 額				
經理ノ方法(7)	經 費 支 出			
	利 益 金 處 分			
	其 ノ 他			
前三 事業 年度	自 至			
	自 至			
	自 至			
	自 至			
豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スルトキハ其ノ理由				
事業年度別		前三事業年度(實蹟)		
區 分		自 至	自 至	自 至
利 益 金 (10)				
利益金ニ對スル施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ割合(11)				
勞 務 者 數(12)				
支 拂 賃 金 額(13)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當平在額(14)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ賃金千圓當金額(14)				
備 考				

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

第十九號様式ノ七(第三十二條)

令第二十九條第一項第五號ニ掲グル支出 (研究費)				
支出項目				計
支出豫定額				
經理ノ方法 (7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前年 三度 事實 業績	自至			
	自至			
	自至			
豫算理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由				
事業年度 區分	當該事業年 度(豫定額)	前三事業年度(實蹟)		
		自至	自至	自至
固定設備ノ金額 (18)				
同上金額ニ對スル研究費支出額ノ割合				
技術者數 (19)				
技術者一人當研究費				
備				
考				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ六(第三十二條)

區分	事業年度	前三事業年度(實蹟)		
		自至	自至	自至
利益金 (10)				
利益金ニ對スル福利施設費總額ノ割合 (15)				
社員及 勞務者數 (16)	社員			
	勞務者			
	計			
社員及勞務者 給與 (17)	社員			
	勞務者			
	計			
福利施設費總額ノ社員及勞務者一人當平均額				
福利施設費總額ノ給與及賃金千圓當金額				
其ノ他 參 考 事 項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十一號様式(第三十四條)

研究費 豫定變更報告書 豫定超過支出報告書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	⑩	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
研究費ノ種類	施行規則第三十二條ニ 依ル報告額	追加支出額 (8)	追加支出ヲ 必要トスル 事由
豫定額 ニ變更 ヲ生ジ 又ハ豫 定額ヲ 超過シ タル研 究費(7)			
計			
其ノ他ノ研究費(9)			
合 計			
年 月 日現在 固定設備ノ金額(10)	備 考		
年 月 日現在 技 術 者 數(11)			
固定設備一萬圓當 研究費(12)			
技術者一人當研究費 (13)			

會社經理統制令施行規則

八九三

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十號様式(第三十四條)

福利施設費 豫定變更報告書 豫定超過支出報告書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	⑩	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
福利施設費ノ種類	施行規則第三十二條ニ 依ル報告額	追加支出額 (8)	追加支出ヲ必 要トスルニ至 レル事由
令第二十條第一項第三號ノ福利施設費 豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタルモ タルノ(7)	計		
其ノ他(9)			
合 計			
年 月 日現在 勞務者數(10)	備 考		
支拂賃金額(11)			
勞務者一人當 福利施設費(12)			
賃金千圓當 福利施設費(13)			

海軍法令集

八九二

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十三號様式(第三十三條)

會社經理統制令施行規則

福利施設費豫定超過支出許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		⑩	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
	昭 和 年 月 日		會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會 社 ノ 營 業 主 々 ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)		
福利施設費ノ種類	施行規則第三十二條ノ規定ニ依ル報告額	豫算超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出スルノ要アル事由
令第二十九條第一項第四號ノ福利施設費(7)	計			
令第二十九條第一項第五號ノ福利施設費(9)	計			
福利施設費合計(10)				
社務員及數(10)	社 員	備		
	勞務者			
福利施設費合計額ノ社員及勞務者一人當平均額		考		

(日本標準規格B5 182×257耗)

八九五

第二十二號様式(第三十三條)

海軍法令集

寄附金豫定超過支出許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		⑩	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
	昭 和 年 月 日		會 社 ノ 設 立 年 月 日	
當該事業年度 自 至		會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 業 主 々 ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)		
寄附金ノ種類(7)	施行規則第三十二條ノ規定ニ依ル報告額	豫算超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出ヲ爲スノ要アル事由
計				
經理ノ方法(3)				
備 考				

(日本標準規格B5 182×257耗)

八九四

株式取得許可申請書

大藏大臣 昭和 年 月 日 提出
商工大臣 昭 和 年 月 日 提出

本店ノ所在場所 商 代 表 者

資本金 押込資本金 電話番號 (擔當者)

取得分	セントラル株式ニ關スル事項	取得分	セントラル株式ニ關スル事項
銘柄	柄(1)	商	號
一株ノ額面金額		住	所
一株ノ拂込金額		資本金(内拂込)	
取得ノ數量		最近配當率	
取得ノ價額(2)		申請者ノ所有株數及所有率(8)	
株式總數ニ對スル割合(3)		申請者ヨリノ借入金現在高	
		申請者ニ對スル貸付金現在高	
計		申請者ニ關スル事項	概要(15)

會社ノ記帳價格(4)		申請者トノ關係(9)		所有株式總額(16)	
取得ノ方法(5)		主ナル事業(10)		昭和年月日現在(17)	直前事業年度
		生産高又ハ賣上高(11)		子會社及親會社ノ株式(13)	
		利益金額(11)		其ノ他ノ株式	
		固内定未成(12)		合 計	
		資 産 總 額		株式取得ニ要スル資金ノ調達方法 株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途 (19)(20)(21)	
		株 主 資 本(13)			
		外 部 資 本(13)			
		其ノ他(14)			
		参考事項(22)(23)			

特許營業權
 特許處
 特許申請書

資本金
 押込資本金
 電話番號 (擔當者)

本店ノ所在場所
 商號
 代表者
 郵

大藏大臣
 大藏省
 昭和 年 月 日提出

取得處 種類	セックスル無體財產權		氏名又ハ商號	住	所	申請者トノ關係
	無體財產權ノ內容 (2)	取得處ノ價額				
種						

無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要 (3)		無體財產權ノ取得ニ要スル資金ノ調達ノ方法 無體財產權ノ取得ニ因リテ得タル代リ金ノ用途	
取得處ヲ必要トスル事由		申請者ノ營業ノ概要	
取得處ヲ必要トスル事由		參考事項 (4) (5)	

資金借入許可申請書

大藏大臣 昭和 年 月 日
商工大臣 昭和 年 月 日

本店ノ所在場所 商代表者

資本金 押込資本金 電話番号 (擔當者)

借入ニ關スル事項	借入先關ニスル事項(9)	申請者ニ關スル事項
借入先ノ商號(1)	住所	事業ノ概要
借入金額(1)(2)	資本金 (拂込資本金)	資産及資本構成(10)
借入ノ時期	最近ノ事業年度ニ於ケル利率及配當率	昭和 年 月 日現在
借入ノ方法(1)(2)	申請者トノ關係	直前年度
利率	事業ノ概要	昭和 年 月 日現在
返済ノ時期及返済ノ方法(3)		流動資産

擔保ノ條件(4)	借入ヲ必要トスル事由	投資資産	其他	其他	借入金ノ總額(11)	昭和 年 月 日現在	直前年度
借入金ノ用途(5)(6)(7)(8)		株主資本	外部資産	固定資産ノ株主資本ニ對スル割合			
事業設備資金ノ借入ナルトキハ事業設備ノ新設擴張又ハ改良ニ關ル許可ノ有無及許可ノ年月日	參考事項	金融機關ヨリノ借入金(12)	其他	借入金ノ割合			
		合計					
		主務大臣ノ指定ノ限度ケタル借入金					

第二十八號様式(第四十一條)

會社概況報告書(乙)											
大臣 殿		會社ノ本店ノ 所在場所(1)									
		商 號(2)									
		資本金(3)		(拂込)		圓 圓					
		代表者氏名(4)		Ⓜ							
		電話番號		擔當者氏名							
昭和 年 月 日		會社ノ 設立年月日									
會社ノ營ム 主タル事業(5)				工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)							
役員其ノ他從業者數(7)				支拂給與(8)							
區 分 男 女 計				報酬、給料、 賃金、月額		手當及 賞與年額					
役員	機關タ ルモノ										
	其ノ他										
社員	技術者										
	事務者										
員	囑託者 等(9)										
	勞務者										
年 月 日現在				年 月 分		年 月 分 以前一年分					
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名 株式數		氏 名 株式數		氏 名 株式數						
				・計							
				總株式數ニ 對スル割合							

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十七號様式(第四十條)

會社概況報告書(甲)											
大臣 殿		會社ノ本店ノ 所在場所(1)									
		商 號(2)									
		資本金(3)		(拂込)		圓 圓					
		代表者氏名(4)		Ⓜ							
		電話番號		擔當者氏名							
昭和 年 月 日		會社ノ 設立年月日									
會社ノ營ム主タル事業(5)				役員其ノ他從業者數(年月日現在)(7)							
區 分 男 女 計				船 員		勞務者					
役員	機 關										
	其ノ他										
社員	技術者										
	事務者										
囑託者 等(8)											
工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受クルノ 有無(6)				船 員		勞務者					
最近五年間ニ於ケ ル資本金異動(9)				船 員		勞務者					
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名 株式數		氏 名 株式數		氏 名 株式數						
				計							
				總株式數ニ 對スル割合							

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十號様式(第四十三條)

會社經理統制令施行規則

會社經理狀況報告書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資本金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		Ⓜ		
	電話番號		擔當者氏名		
	會社ノ設立年月日				
昭和 年 月 日	事業年度 第 期	自 至	期末現在 役員數	期末現在 社員數	名
會社ノ營業主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)			
主タル年株主十名	氏 名	株式數	氏 名	株式數	
日現在(7)			計		
		總株式數ニ對スル割合			
當期間ニ於ケル營業ノ概要並ニ經理上特ニ意ヲ用ヒタル事項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

九〇五

第二十九號様式(第四十二條)

旅費規程報告書											
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)										
	商 號(2)										
	資本金(3)		(拂込) 圓								
	代表者氏名(4)		Ⓜ								
	電話番號		擔當者氏名								
	會社ノ設立年月日										
昭和 年 月 日	會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)									
資 格(7)	種 類	鐵道及船賃		車馬賃(一料當)	日 當	宿泊料	食卓料				
		鐵道	船					圓	圓	圓	圓
		等	等								
		等	等								
地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)											
種 別	區 分	金 額		地 方 別							
		日	圓								
當	宿	泊	料								
備考(9)											

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

九〇四

第三十三號様式ノ一(第四十三條)

給 與 狀 況 調 査						
事 業 年 度	第 期	自 至	會社ノ本店ノ所在場所		商 號	計
			社 員	船 員		
役員社員其他從業者數 (年 月 日現在)(1)			役員	社員	船員	勞務者
金 錢 = 依 ル 給 與						
種 別	報 酬 又 ハ 基 本 給 料	賞 與	令第二十條ノ手當		臨時ノ給與	計
			社 員	船 員		
役 員	總 額					
	内貯蓄額(2)					
	貯蓄率(3)					
社 員	總 額					
	内貯蓄額(2)					
	貯蓄率(3)					
員	一 人 當(4)					
	種 別	役 員	社 員	船 員	勞 務 者	計
金 錢 給 與						
金 錢 以 外 ノ 給 與(5)						
福 利 施 設 費(6)						
福 利 積 立(7)						
計						
經 方 理 法 ノ(8)						
金 錢 給 與 中 貯 蓄 額(2)						
貯 蓄 率(3)						
金 錢 以 外 ノ 給 與 ノ 見 積 額(9)						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十二號様式ノ二(第四十三條)

社 員	基 本 給 料 ノ 昇 給 (9)	昇給月日	社 員 數	昇 給 額	基 本 給 料 積 算 額	基 本 給 料 積 算 額 對 於 昇 給 額 ノ 割 合
給 與	賞 與 期 間(10) 賞 與 期 間 中 ニ 於 ケル 基 本 給 料 支 給 總 額 賞 與 金(11) 賞 與 期 間 中 ニ 於 ケル 令 第 二 十 條 ノ 手 當 以 外 ノ 手 當 賞 與 期 間 中 ニ 於 ケル 基 本 給 料 支 給 總 額 ノ 四 分 ノ 三	令 第 二 十 一 條 ノ 限 度 超 過 額 (12)				
其 他 參 考 事 項 (13)						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十四號様式(第四十三條)

會社經理統制令施行規則

資 產 償 却 計 算 書							
事 業 年 度	第 期 自 至	會社ノ本店ノ 所 在 場 所		時 價(2)	當 期 中 償 却 額(3)	當 期 中 賣 却 額	償 却 累 計 額
		商 號					
固 定 資 產	科 目	償却後ノ記帳價格(1)					
	土 地						
	建物及設備						
	機械及裝置						
	工具及什器						
	運搬設備及運搬具						
	船 舶						
	無體財產權						
	營 業 權						
	其ノ他						
計							
流 動 資 產	有價證券						
	棚卸資産						
	其ノ他						
	計						
合 計							
備 考							

(日本標準規格B5 182×257耗)

九二一

第三十三號様式ノ二(第四十三條)

社 員 ノ 學 歷 年 齡 別 員 數 (10)											
年 齡	學 歷	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未滿	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校	技術										
	事務										
乙種工業學校	技術										
	事務										
甲種商業學校	技術										
	事務										
乙種商業學校	技術										
	事務										
中 學 校											
高等女學校											
高等小學校											
尋常小學校											
其 他											
計											
備 考											

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

九二〇

第三十六條様式ノ一(第四十三條)

旅 費 支 出 實 績 調 書						
事 業 年 度	第 自 至	會 社 ノ 本 店 ノ 所 在 場 所		支 出 總 額	一 人 一 日 當 旅 費	
		商 號				
資 格(1)	區 分	延 人 員		延 日 數	圓	
		支 出 總 額				
內 國 旅 費						
	計					
前 四 事 業 年 度 旅 費 支 出 實 績	自 至					
	自 至					
	自 至					
	自 至					
區 分	事 業 年 度	當 該 事 業 年 度	前 四 事 業 年 度 ニ 於 ケ ル 支 出 ノ 實 績			
			自 至	自 至	自 至	自 至
外 國 旅 費	關 東 州 及 其 他					
	滿 洲 支 那					
	計					
受 給 人 數						
參 考 事 項						

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

九一三

第三十五號様式(第四十三條)

令第二十九條第一項各號ニ掲ゲル支出ノ豫算實績對照表					
事 業 年 度	第 自 至	會 社 ノ 本 店 ノ 所 在 場 所		支 出 總 額	一 人 一 日 當 旅 費
		商 號			
區 分	項 目(1)	豫 算 額	追 加 額(2)	實 績 額	豫 算 額 ト 實 績 額 ト ノ 相 違 ノ 事 由
第二號支出					
第三號支出					
第四號支出					
第五號支出					
備 考					

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

九一二

第三十七號様式(第四十三條)

經 費 支 出 明 細 書						
事業 年度	自 至	本店ノ 所在場所		其ノ他ノ 經 費	利益金處 分ニ依ル 其ノ他(1)	合 計
		商 號				
科 目	區 分	經理ノ 方法	製造原價 ニ算入シ タル經費	其ノ他ノ 經 費	利益金處 分ニ依ル 其ノ他(1)	合 計
	社 員					
	勞 務 者					
	計					
令 第 二 十 九 號	第一號支出					
	第二號支出					
	第三號支出					
	第四號支出					
	第五號支出					
	計					
旅 費	固 定 資 產					
	其 ノ 他					
	計					
其 ノ 他 ノ 經 費	通 信 費					
	修 繕 費					
	支拂利息割引料					
	其 ノ 他					
	合 計					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十六號様式ノ二(第四十三條)

支 店 工 場 名 及 其 ノ 所 在 地	
支 店、工 場 名	所 在 地
主タル仕入先及販賣先名及其ノ所在地	
仕入先又ハ販賣先名	所 在 地
參 考 事 項	

(日本標準規格B5 182×257耗)

第一號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名
會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
(イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
(ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

陸軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルモノアルトキハ「海」ト記載シ何レノ管理監督モ無キトキハ「無シ」ト記載スルコト

- (7) 豫定配當率、豫定配當金
當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本計算
(イ) 第一號様式ノ四 自己資本計算ノ數字ト一致セシムルコト
(ロ) 積立金等 拂込資本金及積立金ノ外ニ自己資本ニ加算スル金額ヲ積立金ニ加ヘテ記載スルコト
(ハ) 繰越缺損金等 自己資本ヨリ控除スベキ金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (9) 申請ノ事由
許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (10) 利益金及利益金處分ノ豫定額
(イ) 利益金 前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額ヲ合マザルモノトス

- (ロ) 積立金 積立金、後期繰越金等社内ニ留保スル金額トス
- (ハ) 賞與金 利益金處分ニ依ル社員賞與支給アルトキハ之ヲ賞與金ニ含メテ記載スルコト但シ之ヲ内書シテ明ナラシムルコト
- (ニ) 留保率 (ロ)ノ積立金ノ(イ)ノ利益金ニ對スル割合トス
- (11) 當該事業年度前四事業年度ノ平均拂込資本金、利益金、配當金、配當率及留保率
- (10)ノ(イ)及(ニ)同一ノ方法ニ依リ之ヲ記載スルコト
- (12) 會社ノ經歷
資本金ノ異動及其ノ年月日 最近五年間ニ於ケル資本ノ増加若ハ減少、合併、商號變更、配當率ノ變遷等ヲ簡記スルコト
- (13) 當該事業年度 前四事業年度内ニ合併アリタル場合ニ於ケル被合併會社ノ商號、資本金及合併前二事業年度ノ配當率
- (14) 該當セザル會社ハ添附スルニ及バズ

會社經理統制令施行規則

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (17) 第二號様式記載心得
- (16) 計算基礎
(14)及(15)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト
本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 金額
(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト
(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト
- (14) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
- (ハ) 第一條第二項ノ認定金額 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 豫定配當率
- 當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率ヲ記載スルコト
- (8) 申請ノ事由
- 豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ配載シ詳細ハ別紙ニ配載ノ上添附スルコト
- (9) 利益金及利益金處分ノ豫定額
- 第一號様式記載心得(10)ニ依ルコト
- (10) 合併ニ因ル受入計算
- (イ) 拂込資本金以外ノ株主資本
- 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ配載スルコト
- (ロ) 受入資産ノ價額
- 合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル

- 會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト
- (ハ) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額
- 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ交付セル金錢ノ總額中合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
- (ニ) 合併差益金
- 合併會社ノ受入資産價額ガ合併ニ因リ交付シタル株式ノ拂込金額及金錢等受入資産ノ對價ノ總額ヲ超ユル場合ノ其ノ超過額ヲ記載スルコト(役員又ハ社員ニ支給シタル合併慰勞金ハ交付金ニ算入セザルコト)
- (ホ) 合併慰勞金及資産償却
- 合併差益金中ヨリ交付シタル金額ヲ記載スルコト
- (11) 合併前ノ各會社ノ合併前 三事業年度ノ利益金及利益金處分狀況
- 利益金及留保率ノ計算ハ第一號様式記載心得(10)ニ依ルコト
- (12) 自己資本計算
- 第一號様式記載心得(14)乃至(16)ニ依ルコト

第三號様式記載心得

- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ配載スルコト
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 積立金ノ現在額
- (イ) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命ニ依リ積立タル積立金ヲ記載スルコト
- (ロ) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
- (8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第四號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 當該報酬ノ屬スル事業年度
- 許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (8) 役員數、社員數
- 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (9) 申請報酬額
- 許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
- 定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額
- 直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ナル場合ハ第

- (12) 五條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
算出ノ基礎
當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場
合ニ於テハ第五條ノ規定ニ依リ計算ヲ記載スルコト
- (13) 報酬支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別
ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一
役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ
之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運
動ニ依ル國債支給等支給スル報酬ヨリ天引シテ貯蓄
セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (14) 申請ノ事由
報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別
紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (15) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該
事業年度ハ(8)ニ依リ員數ヲ記載スルコト
(ロ) 雜給與 金錢以外ノモノヲ以テスル給與ハ其ノ
見積額ヲ外書スルコト

- (ハ) 純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載
スルコト
- (ニ) 社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該
事業年度ハ(8)ニ依リ員數ヲ記載スルコト
- (ホ) 手當ノ總額 令第二十條ノ手當及其ノ他ノ手當
ノ合算額ヲ記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テ
スル給與ハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
- (16) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度
合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケン
トスル會社ノ外ハ記載ニ及バズ
- (17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第五號様式記載心得
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
(2) 商 號
(3) 資本金
(4) 代表者氏名
(5) 會社ノ營ム主タル事業
(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ
受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 申請賞與額
許可ヲ受ケテ支給セントスル賞與額ヲ記載スルコト
- (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
定款、株主總會ノ決議等ノ定ニ依リ超ユルコトヲ得ザ
ル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上規定ノ拔萃
定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
- (10) 不要許可額
(イ) 法定賞與額 當期純益金ニ第八條ノ率ヲ乗ジテ
得タル金額ヲ記載スルコト
(ハ)(ロ) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
前期賞與額 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業
年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セ
ラルル金額ヲ記載スルコト
(ニ) 算出ノ基礎 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業
年度ノ月數ト異ル場合ニ於テ第九條ノ規定ニ依リ計
算ヲ記載スルコト
(ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額
令第十三條第二項各號ニ掲グル場合ニ該當スルトキ
其ノ金額ヲ記載スルコト

- (ヘ) 算定ノ基礎 令第十三條第二項第一號乃至第三
號ノ規定ニ依リ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (イ) 賞與支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別
ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一
役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ
之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運
動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄
セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (12) 當該事業年度ノ純益金計算
會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲
グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (13) 申請ノ事由
令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要ア
ル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スル
コト
- (14) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト

- (ロ) 雜給與總額 金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (ハ) 純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載スルコト
 - (12) 當該事業年度ノ純益金計算ノ結果ト一致スベキコト
 - (ニ) 社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
 - (ホ) 手當總額 令第二十條ノ手當及其ノ他ノ手當ノ合算額ヲ記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前ニ事業年度合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第六號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業

- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 受給者ノ資格
- (8) 常務取締役、取締役、監查役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件
- (9) 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合
- (10) 退職金支給額又ハ其ノ算定基準ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法
- (10) 一時金、年金、分割拂等ノ別ヲ記載スルコト
- (11) 備考
- (イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト
- (ロ) 過去ニ於ケル退職金支給實蹟アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (ハ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト

- 更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
- 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第七號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 會社ノ營ム主タル事業
 - (5) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 在職年數
 - (7) 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
 - (8) 不要許可額
- 第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラレタル金額ヲ記載スルコト
- 會社經理統制令施行規則

- (9) 申請額
 - (9) 許可ヲ受ケテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
 - (10) 在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額
 - (10) 在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト
 - (11) 支給ノ方法、時期及支出科目
 - (11) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、一時ニ支給スルカ分割シテ支給スルカノ別、當期ノ利益金ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト
 - (12) 申請ノ事由
 - (12) 許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
 - (13) 其ノ他參考事項
 - (14) 過去ニ於テ退職金支給ノ實例アラバ之ヲ記載スルコト
 - (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第八號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 役員數、社員數
- (8) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 支給内譯
- 役名 常務取締役、取締役、監查役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
- (9) 支給ノ方法及支田科目
- 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、當期ノ利益金ヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由
- 臨時給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 職 務
- (8) 特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト
- (8) 現在人員
- (9) 申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト但シ其ノ初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト
- (9) 其ノ初任基本給料
- 初任基本給料ニ差別アルトキハ各初任基本給料ヲ記載スルコト

第十號様式記載心得
 (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 當該昇給期ニ於ケル昇給限度
- (7) 第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル限度ヲ記載スルコト
- (8) 同上算出ノ基礎
- 第十七條ノ規定ニ依ル計算ノ手續ヲ記載スルコト即チ各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額及其ノ合計金額ニ百分ノ七ヲ乘ジタル金額ヲ記載スルコト
- (9) 既往一年間ノ昇給實蹟
- (イ) 昇給前ノ基本給料、各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇

- (10) 許可ヲ受ケントスル昇給
- (10) 昇給前ノ基本給料ノ記載方法ハ前號ニ同ジ
- (11) 申請ノ事由
- 許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (12) 社員ノ學歷年齡別員數
- 各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十一號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト
 - (6) 役員及社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期
各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
 - (8) 變更前ノ賞與期間及支給期
賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (9) 備考
(イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト
(ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
 - (10) 賞與期間屆書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更屆書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト
- 第十二號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號

- (イ) 三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲ゲル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
 - (ロ) 算出ノ基礎
不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲ゲル方法ニ依リ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲモ記載スルコト
 - (ハ) 申請額
不要許可限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
 - (ニ) 直前額
直前ノ賞與期間ニ付支給シタル令第二十條各號ニ掲ゲル手當以外ノ手當ト賞與トノ合計金額ヲ記載スルコト
 - (ホ) 基本給料ニ對スル割合
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル申請額又ハ直前ノ割合ヲ記載スルコト
 - (9) 貯蓄額
組合貯金、規約貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支
- 會社經理統制令施行規則

- (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト
 - (6) 管理方法
支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト
- 第十三號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

- (7) 役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 賞與及手當金額
(イ) 不要許可限度
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ給等支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 受給者一人當平均額
現金支給額及貯蓄額ノ合計金額ノ受給人員一人當平均額ヲ記載スルコト
- (11) 直前ノ賞與期間前三賞與期間ノ賞與率
各賞與期間ニ付支給シタル賞與ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (12) 貯蓄ノ方法
貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
- (13) 社員ノ學歴年齡別員數
各學歴區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト
- (14) 備考
申請當時ニ於ケル社員基本給料月額ノ一人當平均額ヲ記載スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十四號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (8) 役員及社員數
- (9) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (10) 令第二十一條ノ限度
- (11) 當該賞與期間中ニ於ケル基金給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (12) 限度超過額
- (13) 令第二十一條ノ限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
- (14) 經費トシテ經理セントスル額
- (15) 限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト

- (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由
- (12) 限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添付スルコト
- (13) 當該賞與期間及前三賞與期間ニ付經費トシテ經理シタル金額
- (14) 手當 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
- (15) 基本給料 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料總額ヲ記載スルコト
- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (17) 第十五號様式記載心得
- (18) 會社ノ本店ノ所在場所
- (19) 商 號
- (20) 資本金
- (21) 代表者氏名
- (22) 會社ノ營ム主タル事業
- (23) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (24) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (25) 支給ノ條件支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ

- (8) 記載スルコト
- (9) 支給額ノ決定方法
- (10) 各受給者ノ受クベキ臨時給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 受給者ノ勤務場所
- (12) 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (13) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數
- (14) 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (15) 會社ノ社員數
- (16) 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (17) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額
- (18) 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當トスルコト
- (19) 支給ノ事由
- (20) (イ) 臨時ノ給與ヲ支給スル要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添付スルコト

會社經理統制令施行規則

- (1) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルコトキハ其ノ旨附記スルコト
- (2) 支給ノ方法時期及支出科目
- (3) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別、經費支出ヲ爲スカ積立金ヨリ支出スルカノ別及支給ノ豫定期間ヲ記載スルコト
- (4) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
- (5) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
- (6) 基本給料月額ニハ當該臨時給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
- (7) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (8) 第十六號様式記載心得
- (9) 會社ノ本店ノ所在場所
- (10) 商 號
- (11) 資本金
- (12) 代表者氏名
- (13) 會社ノ營ム主タル事業
- (14) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ

- 受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 雜給與ノ種類
- 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件
- 支給ノ有無、支給ノ金額、數量又ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合
- 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト
- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- 第三十條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
- 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請

- 書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十七號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (8) 社員數
- 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- 手當ノ種類

- 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當
- 第二號手當等ノ如ク區分スルコト
- (9) 手當ノ名稱
- 令第二十條各號ニ該當スル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ條件
- 支給ノ有無又ハ支給ノ金額數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 金額、數量又ハ割合
- 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- 第三十條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
- 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受

- ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十八號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- 社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルト

- (8) キハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件
- (9) 社員退職金支給ノ有無又ハ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合
- (9) 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法
- (10) 一時金、年金、分割拂等ノ別ヲ記載スルコト
- (11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- (11) 令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノモノニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (12) 備考
- (12) 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於ケル當該準則ニ依リ支給スベキ退職金ノ試算額並ニ會社ノ之ニ對スル引當金及其ノ勘定科目ヲ記載スルコト
- (13) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」ニ制

- (8) 該事業年度ノ經費支出又ハ利益金處分トナラザルモノヲ記載スルコト
- (8) 販賣費及總掛費總額
- (8) 販賣費總掛費其ノ他之ニ準ズル經費ノ總額ヲ記載スルコト
- (9) 經常的ナルモノ
- (9) 每事業年度繼續シテ支出スル寄附金ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 利益金
- (10) 利益金ノ計算ハ會社ノ決算上ノ處分シ得ベキ利益金中前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額ヲ控除シタルモノヲ記載スルコト
- (11) 利益金ニ對スル施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ割合
- (11) 第三十一條ノ福利施設費ノ當期利益金ニ對スル割合ヲ記載スルモノトス
- (12) 勞務者數
- (12) 期首現在ニ依リ記載スルコト
- (13) 支拂賃金額
- (13) 各事業年度中ノ支拂賃金額ヲ記載スルコト

會社經理統制令施行規則

- (1) 定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」ニ制定變更許可申請」ヲ抹消シ社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (1) 第十九號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (3) 代表者ノ氏名
- (4) 會社ノ營ム主タル事業
- (5) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 經理ノ方法
- (7) (イ) 經費支出 當該事業年度ノ製造原價ニ算入スルモノ其ノ他經費トシテ支出スベキ豫定額ヲ記載スルコト
- (7) (ロ) 利益金處分 當該事業年度ノ利益金處分トシテ支出スベキ豫定額ヲ記載スルコト
- (7) (ハ) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他當

- (14) 施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當平均額、施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ賃金千圓當金額
- (14) 施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當又ハ賃金千圓當金額ヲ記載スルコト
- (15) 利益金ニ對スル福利施設費總額ノ割合
- (15) 福利施設費總額ハ令第二十九條第一項第四號ニ掲グル支出ト同項第三號ニ掲グル支出トノ合計額ニ依ルコト
- (16) 社員及勞務者數
- (16) 期首現在ニ依ルコト
- (17) 社員及勞務者給與
- (17) 金錢以外ノモノニ依リ支給スル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト
- (18) 固定設備ノ金額
- (18) (イ) 期首現在ニ依ルコト
- (18) (ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業權、鑛業權等)及建設假勘定ノ金額ヲ除キタルモノヲ記載スルコト
- (19) 技術者數
- (19) 期首現在ニ依リ記載スルコト

(20) 豫定額ナキトキハ「ナシ」トシテ報告スルコト
(21) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタルモノ
- (8) 第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト
- (9) 追加支出額
- (10) 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト
- (11) 其ノ他

- (10) 令第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額中豫定額ニ變更ナカリシモノヲ一括シテ記載スルコト
- (11) 勞務者數
- (12) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (13) 支拂賃金額
- (14) 報告ノ時以前ノ最終ノ賃金支拂日以前六月分ヲ記載スルコト
- (15) 勞務者一人當福利施設費
- (16) 追加支出額ヲ加算シタル金額ノ勞務者一人當金額ヲ記載スルコト
- (17) 賃金千圓當ノ福利施設費
- (18) 追加支出額ヲ加算シタル金額ノ支拂賃金額千圓當金額ヲ記載スルコト
- (19) 福利施設費豫定變更報告書ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、福利施設費豫定超過支出報告書ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト
- (20) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (21) 第二十一號様式記載心得
- (22) 會社ノ本店ノ所在場所
- (23) 商 號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタル研究費
- (8) 第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト
- (9) 追加支出額
- (10) 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト
- (11) 其ノ他ノ研究費
- (12) 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額中豫定額ニ變更ナカリシモノヲ一括シテ記載スルコト
- (13) 固定設備ノ金額
- (14) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (15) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、

- (1) 地上權、營業權、鑛業權等) 及建設假勘定ノ金額ヲ除キタルモノヲ記載スルコト
- (2) 技術者數
- (3) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (4) 固定設備一萬圓當研究費
- (5) 追加支出額ヲ加算シタル金額ノ固定設備一萬圓當金額ヲ記載スルコト
- (6) 技術者一人當研究費
- (7) 追加支出額ヲ加算シタル金額ノ技術者一人當金額ヲ記載スルコト
- (8) 研究費豫定變更報告書ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、研究費豫定超過支出報告書ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト
- (9) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (10) 第二十二號様式記載心得
- (11) 會社ノ本店ノ所在場所
- (12) 商 號
- (13) 資本金
- (14) 代表者氏名
- (15) 會社ノ營ム主タル事業

- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 寄附金ノ種類
 - 豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得
 - (8) 經理ノ方法
 - 當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト
 - (9) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十三號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

- (7) 令第二十九條第一項第四號ノ福利施設費
 - 豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得
 - (8) 經理ノ方法
 - 當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト
 - (9) 令第二十九條第三號ノ福利施設費
 - 第三十二條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル金額アルトキハ之ヲ豫算超過額トシテ記載スルコト
 - (10) 社員及勞務者數
 - 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十四號様式記載心得
- 一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト
 - 二 取得
 - (1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新

- 株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト
 - (2) 「取得又ハ處分ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
 - (3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
 - (4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
 - (5) 「取得又ハ處分ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト
- 三 讓受先又ハ讓渡先ニ關スル事項
- (6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式
- 會社經理統制令施行規則

- 式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコト
- 不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受クル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- (7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト
- 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項
- (8) 「申請者ノ所有株數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係及最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
- (10) 「主タル事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主タル事業ヲ記載スルコト
- (11) 「生産高又ハ賣上高」、「利益金額」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- (12) 「固定設備」ハ土地、建物、機械、什器等ノ設備

額ヲ記載シ、建設勘定等ノ未成設備アルトキハ之ヲ「固定設備」ニ加算シ其ノ額ヲ特ニ括弧内ニ内書スルコト

(13) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額トシ「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額トス

(14) 「其ノ他」ノ欄ニハ主タル事業地、主要設備ノ概要、主要生産品、生産能力等ヲ記載スルコト、新設會社ニ付テハ會社名ノ欄ニ特ニ(新設)ト記載シ各項目ニ掲ゲル事項ヲ事業計畫ニ依リ記載スルコト申請者ニ關スル事項

(15) 「事業ノ概要」ニハ會社ノ現ニ營ミツツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト

(16) 「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト

(17) 所有株數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト

(18) 「子會社」ハ資本關係、役員關係ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

六 株式取得ニ要スル資金ノ調達方法又ハ株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途

(19) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト

(20) 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資株金拂込ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額借入先擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナルヤ又其ノ金額ヲ記載スルコト

(21) 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等

二 取得又ハ處分セントスル無體財產權

(1) 「種類」ハ特許權、鑛業權又漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト

(2) 「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、鑛業權ノ設定地域、埋藏鑛物ノ種類及推定鑛量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト

三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要

(3) 特許權、鑛業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付、主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高、原材料入手ノ方法事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト

四 參考事項

(4) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト

(5) 無體財產權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財產權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ設備等ヲ記

七 參考事項

(22) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト

(23) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

八 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト

九 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式ノ記載心得ニ準ズルコト

會社經理統制令施行規則

載スルコト

五 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十六號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ハ第二十四號様式ニ準ズルコト
二 借入ニ關スル事項

- (1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ商號」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入ノ金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト
- (2) 數口ニ亘リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入ノ金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ借入ルル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト
- (4) 擔保ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「ナシ」ト記載スルコト
- 三 借入金ノ使途

(5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト

- (6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト
- (7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト
- (8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價格等ヲ記載スルコト
- 四 借入先ニ關スル事項
- (9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 五 申請者ニ關スル事項
- (10) 「資産及資本構成」ノ欄中
 - (イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨ヲ内書スルコト
 - (ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外

ノモノヲ謂ヒ「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト

(ハ) 「株主資本」及「外部資本」ハ第二十四號様式記載心得(13)參照

- (11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト
- (12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ
- 六 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十七號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ
- 會社經理統制令施行規則

受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

- (7) 役員其ノ他從業者數
- (8) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (9) 囑託者等
- 令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト
- (9) 最近五年間ニ於ケル資本金異動
- 公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月金額及其ノ事由ヲ記載スルコト
- (10) 主タル株主二十名
 - (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
 - (ハ) 氏名、合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト
 - (ニ) 株式數、合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社

ニ在リテハ釀出シタル基金額ヲ記載スルコト

第二十八號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 役員其ノ他從業者數
- (7) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (8) 支拂給與
 - (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 報酬、給料、賃金月額 最近ノ一月分ヲ記載スルコト
 - (ハ) 手當及賞與年額 過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト
 - (9) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

- (10) 主タル株主二十名
 - (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金釀出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
 - (ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金釀出者ノ氏名ヲ記載スルコト
 - (ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ釀出シタル基金額ヲ記載スルコト
- 第二十九號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ

受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

資 格

- (7) 役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- (8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細
- (8) 關東州、滿洲國、支那其ノ他外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
- (9) 備 考
 - 旅費規程ノ大部分ニ亘ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト
 - (10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第三十號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ

會社經理統制令施行規則

受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

主タル株主十名

- (7) 第二十七號様式心得(10)ニ準ジ記載スルコト
- 第三十一號様式記載心得
- (1) 科 目
 - (イ) 積立金ノ科目ハ會社ノ勘定科目ニ依ルコト
 - (2) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額
 - (イ) 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 稅務署長ノ證明ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト
 - (3) 主務大臣ノ認定金額
 - (イ) 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノトシテ認定シタル金額ヲ記載スルコト
 - (ロ) 主務大臣ノ認定ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 第三十二號様式記載心得
- (1) 當期利益金
- 會社ノ決算上ノ利益金ヲ記載スルコト(前期繰越金又

ハ積立金ヨリ戻入レタル金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ依ルコト)

- (2) 利益金ニ對スル同上金額ノ割合
- (1)ノ利益金ニ對スル社内留保金ノ割合ヲ記載スルコト
- (3) 期末現在未納税金
酒税、物品税其ノ他ノ間接税ノ未納税金ハ之ヲ含マザルモノトス
- (4) 不要許可額
直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ月數ト直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第五條ノ規定ニ依リ計算シタル額ヲ記載スルコト
- (5) 純益金ニ對スル同上ノ割合
- (8)ノ純益金計算ニ於ケル差引純益金ニ對スル賞與支給額ノ割合ヲ記載スルコト
- (6) 不要許可額
令第十三條ノ規定ニ依ル限度額ヲ記載スルコト
- (7) 報酬許可額、賞與許可額
當該事業年度ノ報酬又ハ賞與ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ記載スルコト
- (8) 純益金計算

會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ明ナラシムルコト

- (9) 基本給料ノ昇給
(イ) 昇給月日 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト
- (ロ) 昇給額 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト
- (ハ) 基本給料積算額 各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (10) 賞與期間
當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト
- (11) 賞與金
當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト、支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分スルコト
令第二十一條ノ限度超過額

第三十三號様式記載心得

- (1) 役員、社員其ノ他従業者
當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (2) 貯蓄額
規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等ニ依リ支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (3) 貯蓄率
金錢給與ノ總額ニ對スル貯蓄額ノ割合ヲ記載スルコト
- (4) 一人當
會社經理統制令施行規則

- (イ) 第二十二條第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト
- (ロ) 第二十二條第一號ニ掲グル方法ニ依リ支給シタルモノハ其ノ支給方法ノ概要ヲ「其ノ他参考事項」欄ニ記載スルコト
- (13) 其ノ他参考事項
令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ準則ヲ記載スルコト

- 役員又ハ社員員數ヲ以テ總額ヲ除シテ得タル金額ヲ記載スルコト
- (5) 金錢以外ノ給與
金錢以外ノモノヲ以テ支給スル給與ニ關スル支出ニシテ當該事業年度ノ支出ト爲シタル金額ヲ記載スルコト
- (6) 福利施設費
新設備、管理費等當該事業年度ニ於テ福利施設費トシテ支出シタル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (7) 福利積立
福利施設ノ爲ニ當該事業年度ニ於テ積立テタル金額ヲ記載スルコト
- (8) 經理ノ方法
當該事業年度ノ經費トシテ支出シタルモノ、利益金處分ニ依リ支出シタルモノ及其ノ他ノ經理方法ニ依リタルモノノ區分ニ依リ記載スルコト
- (9) 金錢以外ノ給與ノ見積額
金錢以外ノモノヲ以テスル給與ノ當該事業年度ニ於ケル見積額ヲ記載スルコト
- (10) 社員ノ學歴年齡別員數
各學歴ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ一括シテ記載ス

ルコト但シ其ノ員數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜之ヲ
區分シテ記載スルコト

第三十四號様式記載心得

- (1) 償却後ノ記帳價格
當該事業年度ノ利益金處分ニ依リ償却ヲ爲シタル場合
ハ其ノ金額ヲ期末現在額ヨリ控除シタル金額ヲ記載ス
ルコト
- (2) 時 價
當該事業年度末現在ニ於ケル時價ヲ記載スルコト
- (3) 當期中償却額
當該事業年度ニ於ケル損失勘定トシテ償却シタルモノ
及當該事業年度ノ利益金處分ニ依リ償却シルモノノ合
計金額ヲ記載スルコト

第三十五號様式心得

- (1) 項 目
(イ) 第一號支出 機密費、交際費、接待費又ハ廣告
宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出ノ科目ヲ
記載スルコト
(ロ) 第二號支出 寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有
スル支出ノ科目ヲ記載スルコト

- (ハ) 第三號支出 福利施設費中第三十一條各號ノ支
出ノ科目ヲ記載スルコト
- (ニ) 第四號支出 福利施設費中前號ニ掲グル支出以
外ノ支出ノ科目ヲ記載スルコト
- (ホ) 第五號支出 研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有
スル支出ノ科目ヲ記載スルコト
- (2) 追加額
豫算額ヲ超エテ支出ヲ爲シタル金額ヲ記載スルコト
- 第三十六號様式記載心得
- (1) 資 格
役員、社員ノ別其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ
旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- 第三十七號様式記載心得
(1) 其ノ他
當該事業年度中ノ支出ニシテ資産中假勘定ニ計上シタ
ルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノヲ記載スルコト

會社經理審查委員會官制

(昭和十五年十月
勅令第六百八十二號)

第一條 會社經理審查委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ會社
經理統制令第三十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメ
タル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員十四人以内ヲ以テ之ヲ組
織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ
置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳
高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ
代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各
廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

會社經理審查委員會官制・會社經理統制令施行規則第
三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ大藏
大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
利益配當審查委員會官制及職員給與臨時措置調査委員會官
制ハ之ヲ廢止ス

會社經理統制令施行規則

第三十一條第一項各號ニ

掲グル施設ノ範圍ニ關ス
ル件

(昭和十五年十二月
內閣告示第十七號)

一 法令ニ定アル施設

(一) 健康保險法、職員健康保險法又ハ船員保險法ニ依
ル事業主又ハ船舶所有者ノ保險料負擔

(二) 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ノ積立

(三) 團體郵便年金規則第一條ノ團體郵便年金掛金ノ補助(每事業年度ニ付年金受取人タル從業者ニ對シ當該事業年度間ニ支拂フ基本給料及賃金ノ總額ノ十二分一)

(一) 運動場

ヲ超エザルモノニ限ル)

(四) 青年學校ノ設置及維持ニ關スル費用ノ負擔

二 保健衛生施設
勞務者ノ保健衛生ヲ目的トスル左ノ施設ニシテ其ノ規模又ハ經費各左ノ限度ヲ超エザルモノニ限ル

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	建設費 (一坪當)	初度調辨費 (一坪當)	維持管理費 (一坪當年額)
千人以下ナルトキ	勞務者一人當一坪	五圓	五圓	〇・五圓
千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	千坪ニ勞務者千人以上一人ヲ增加スル毎ニ〇・七坪ヲ加算シタル面積	五圓	五圓	〇・五圓
五千人ヲ超ユルトキ	三千八百坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ增加スル毎ニ〇・四坪ヲ加算シタル面積	五圓	五圓	〇・五圓

(二) 病院其ノ他ノ診療所

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	建設費 (一坪當)	初度調辨費	維持管理費 (一人當年額)
五百人以下ナルトキ	六〇坪	三五〇圓	二〇、〇〇〇圓	四圓

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	建設費 (一坪當)	初度調辨費	維持管理費 (一人當年額)
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ	九〇	三五〇	二五、〇〇〇	四
千人ヲ超エ二千以下ナルトキ	一五〇	三五〇	三〇、〇〇〇	四
二千ヲ超エ五千人以下ナルトキ	七三〇	三五〇	一〇五、〇〇〇	四
五千人ヲ超エ一萬人以下ナルトキ	一、三〇〇	三五〇	一六八、〇〇〇	四
一萬人ヲ超ユルトキ	倍坪ノ三	三五〇	十六萬八千圓ニ勞務者一萬人以上千人又ハ其ノ端數ヲ增加スル毎ニ一萬二千圓ヲ加算シタル面積	四

(三) 炊事場

常時給食スル勞務者數	敷地面積	建設費 (一坪當)	初度調辨費	維持管理費及給食費 (一人當年額)
三百人以下ナルトキ		二五〇圓	一〇、〇〇〇圓	五〇圓
三百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		二五〇	二五、〇〇〇	五〇
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		二五〇	三〇、〇〇〇	五〇

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	百二十坪ニ勞務者千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇三坪ヲ加算シタル面積	二五〇	七〇、〇〇〇	五〇
五千人ヲ超ユルトキ		二百四十坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇二坪ヲ加算シタル面積	二五〇	八〇、〇〇〇	五〇

(四) 浴場

會社が常時使用する勞務者數	敷地面積	面積(延坪)	建築物(坪當費)	初度調辨費	維持管理費(一人當年額)
五十人以下ナルトキ		八坪	三〇〇圓	二、二〇〇圓	八圓
五十人ヲ超エ百人以下ナルトキ		一四	三〇〇	三、七〇〇	七
百人ヲ超エ三百人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	三五	三〇〇	六、八〇〇	五
三百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		六〇	三〇〇	一一、〇〇〇	五
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		一二〇	三〇〇	一六、〇〇〇	四

(五) 寄宿者

常時收用スル勞務者數	敷地面積	面積(延坪)	建築物(坪當費)	初度調辨費	維持管理費及給食費(一人當年額)
二十人以下ナルトキ		六〇坪	二五〇圓	八〇圓	五四圓
二十人ヲ超エ四十人以下ナルトキ		一二〇	二五〇	八〇	五四
四十人ヲ超エ百二十人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	三六〇	二五〇	七〇	五四
百二十人ヲ超エ二百人以下ナルトキ		六〇〇	二五〇	七〇	五四
二百人ヲ超エ四百人以下ナルトキ		一、二〇〇	二五〇	七〇	五四
四百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		三、〇〇〇	二五〇	六〇	五四
千人ヲ超ユルトキ			二五〇	六〇	五四

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

(六) 保育所

常時乳幼児容スル人数	敷地面積	面積(延坪)		初度調辨費(建物一坪當)	維持管理費及給食費(一人當年額)
		建	積(延坪)		
十人以下ナルトキ	建坪ノ四倍トス	一五坪	二五〇圓	五〇圓	四三圓
十人ヲ超エ二十人以下ナルトキ		三〇	二五〇	五〇	四三
二十人ヲ超エ五十人以下ナルトキ		七五	二五〇	五〇	四三
五十人ヲ超エ百人以下ナルトキ		一五〇	二五〇	五〇	四三
百人ヲ超ユルトキ		二五〇	二五〇	五〇	四三
加算シタル面積		百五十坪ニ乳幼児百人以上五十人又ハ其ノ端數ヲ加算シタル面積	二五〇	二五〇	五〇

備考

- 一 本表ハ工場事業場毎ニ之ヲ適用スルモノトス
- 二 運動場又ハ建物ノ建設ニ要スル經費及初度調辨費ノ支出ガ二事業年度以上ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ總額ニ付本表ヲ適用スルモノトス
- 三 本表ニ掲グル施設ヲ有スル會社ガ同種ノ施設ヲ新ニ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ敷地又ハ建物ノ面積ハ本表ニ依リ算出シタル面積ヨリ既存施設ノ敷地又ハ建物ノ面積ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トシ其ノ初度調辨費ハ本表ニ

- ニ依リ算出シタル金額ヨリ既存設備ノ見積價格ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トス
- 四 運動場ノ建設費ハ敷地、地面整備並ニ附屬建物及工作物ノ建設ニ要スル經費トス
- 五 建物ノ建築費ハ主體ノ建築費並ニ門、柵其ノ他ノ附屬工作物及給水、排水、電氣、瓦斯ノ附帶設備ニ要スル經費トス但シ病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ右ノ外消毒設備、淨化設備及汚物焼却設備ヲ包含スルモノトス
- 六 建物ノ敷地ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ハ本表ニ掲グル施設ノ經費トシテ取扱フモノトス
- 七 建物ノ全部又ハ一部ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ニ増改築其ノ他新ニ支出シタル經費ヲ加算シタルモノニ付本表ノ建築費ノ限度ヲ適用スルモノトス
- 八 初度調辨費ハ施設ノ種類ニ從ヒ左ノ經費トス
 - (一) 運動場ニ付テハ陸上競技、籠球、排球、野球、庭球、蹴球及相撲ノ設備並ニ鐵棒、跳箱、平行棒及肋木ノ設置ニ要スル經費トス
 - (二) 病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ寢臺、エツクス線裝置、診療器具、雜器具及煖房裝置ニ要スル經費トス
 - (三) 炊事場ニ付テハ汽罐、煙突、精米機、炊飯機、鍋釜、調理器具、冷蔵庫、食器、食器消毒機、運搬器具其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
 - (四) 浴場ニ付テハ汽罐、煙突、桶、體量計其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
 - (五) 寄宿舎ニ付テハ寢具、机、椅子其ノ他ノ備品ニ要スル經費及附屬炊事場又ハ浴場ニ要スル初度調辨費トス
 - (六) 保育所ニ付テハ机、椅子、玩具、樂器其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- 九 維持管理費ハ水道、電氣及瓦斯ノ料金、石炭等消耗品ノ購入並ニ諸修繕其ノ他當該施設ノ維持管理ニ要スル經費トス但シ維持管理ニ從事スル事務ノ職員アルトキハ之ニ要スル經費、敷地又ハ建物ガ賃借ニ係ルモノナルトキハ其ノ地代(運動場ニ付テハ坪三圓、其ノ他ノ敷地ニ付テハ坪六圓ヲ限度トス)又ハ家賃ヲ本表ノ金額ニ加算スルモノトス

會社經理統制令第三條、

第五條、第十二條、第十

三條、第十九條又ハ第二

十一條ノ規定ニ基ク許可

又ハ指定ニ關スル方針

(昭和十五年十月
委員會決定)

一 第三條關係(利益配當ノ許可)

(一) 第三條第一項第一號ノ配當率(以下「一號配當率」ト稱ス)ヲ超ユル率ニヨル配當ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ本令施行直前ノ事業年度ノ配當率ガ「一號配當率」ヲ許可シ得ルモノニハ本令施行後三事業年度ヲ限リ直前ノ事業年度ノ配當率ヨリ年二分(一年ヲ一事業年度トスルモノニアリテハ年三分)減ノ率マデハ「一號配

當率」ヲ超ユル配當ヲ許可スルコト

(二) 第三條第二項第二號ノ配當率ヲ超ユル率ニヨル配當ハ左ニ掲グルガゴトク例外(略)トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノホカ原則トシテコレヲ許可セザルコト

二 第五條關係(合併會社ノ配當率ノ指定)(略)

三 第十二條關係(役員報酬ノ許可)

(一) 役員報酬ノ増加支給ハ在ニ掲グルゴトキ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノホカ原則トシテコレヲ許可セザルコト

イ 役員報酬ガ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ一般水準マデコレヲ改善スルガタメニ増給スル場合(從來報酬ガ過少ニシテ賞與オヨビ一般の手當ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラルベキ賞與オヨビ一般の手當ノ一部ヲ報酬ニ組入レントスル場合ヲ含ム)

ロ 増資ソノ他ノ事由ニヨリ營業規模ガ擴大シタル會社ガソノ營業規模ノ擴大ニ應ジタル増給ヲナサントスル場合

(2) 直前ノ事業年度ニオイテ役員報酬ヲ支給セザリシトキマタハ設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

ハ營業規模ヲ事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ勘案シテ適當ト認メラル、額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

(3) 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ役員報酬ノ合計額ノ範圍内ニオイテ(ト)ヲ準用シテ適當ト認メラル、額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

四 第十三條關係(役員賞與ノ許可)

(一) 法定賞與額ヲ超ユル賞與支給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコトタダシ

イ 本令施行前ニ最終ニ決算ヲ確定シタル事業年度ニツキ支給シタル役員賞與額ガソノ役員賞與ヲ支給セントスル事業年度ノ法定賞與額ヲ超ユル會社ニツイテハ

A 法令施行後最初ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ前期賞與額ノ五分ノ四(一年ヲ一事業年度トスルモノニアリテハ三分ノ二以下同ジ)ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

會社經理統制令第三條、第五條、第十二條、第十三條、第九條又ハ第二十一條ノ規定ニ基ク許可又ハ指定ニ關スル方針

B 本令施行後第二回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ(A)ニ本ツク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

C 本令施行後第三回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ(B)ニ本ツク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

ロ 事業ノ性質上マタハ操業開始ニイタラザルナドノタメ利益率著シク低ク法定賞與額ヲソノマ、適用スルヲ不適當トスル場合ニアリテハソノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヒヲナスコトヲ得ルコト

(二) 法定賞與額ヲ超ユル額ニオイテ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ヲ超ユル賞與ノ支給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト但シ

(イ) 一年ノウチニオイテ上期オヨビ下期ニツキ利益金ニ定例的ナル高低ヲ存スル會社ニアリテハ前年相當期ノ賞與額ヲ前期賞與額ト見看スコト、ス、但シコノ場合ニハ前期賞與額ヲ超エテ許可シタル金額ニツイテハコレヲ次期ノ賞與支給ニ關シ前期賞與額ニ

算入セザルヤウ措置スルコト

(ロ) 前期賞與額が當該事業年度ノ突發的事情ニヨリ減額セラレタリト認めラルル場合ニアリテハ前前期ノ經常的ト認めラルベキ賞與額ヲ前期賞與額ト相做スコト、ス

(三) 直前ノ事業年度ニツキ役員賞與ヲ支給セザリシ會社ガ法定賞與額ノ百分ノ七十ヲ超ユル賞與ヲ支給セントスル場合ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

(四) 設立後最初ノ事業年度ニツキ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額ヲ超ユル役員賞與ヲ支給セントスルモノハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ既設會社ヨリツノ事業ノ一部ヲ分割シテコレヲ主體トシテ新會社トナシタルモノ、個人經營ガ會社トナリタルモノナドニシテ既設會社ノ役員賞與ノ實情ニ鑑ミコレヲ新會社ノ原則ニヨツテ取扱フコトガ不適當ナリト認めラルル場合ハ法定賞與額ノ範圍ニ於テ適當ト認めラルル金額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

(五) 合併後最初ノ事業年度ニツキ支給スル役員賞與ニ關シテハ原則トシテ法定賞與額範圍内ニオイテ合併前各會社最終事業年度役員賞與合計額ヲ前期賞與額ト看

期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ハ前年同期率ヲ限度トシテ許可スルコト

會社經理統制令ノ規定ニ

基ク許可、承認、指定、

命令又ハ制限ニ關スル方

針追加第一號ノ件

(昭和十五年十二月十一日)

一 第十二條關係 (役員報酬ノ許可)

會社職員給與臨時措置令ニヨリ許可ヲウケマタハ同令ニ本ゾキ報告シ承認ヲウケモシクハ許可ヲ受ケタル準則ニヨリ役員報酬ヲ増額シタル結果、本令施行後最初ニ終了スル事業年度ノ役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ超ユルコト、ナル場合ニオイテハ原則トシテコレヲ許可スルコト

二 第十三條關係 (役員賞與ノ許可)

會社經理統制令ノ規定ニ基ク許可承認指定命令又ハ制限ニ關スル方針追加第一號ノ件 九五七

做シテ得ベキ金額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト、ナホ合併前右會社賞與額ガ著シク法定額ヲ超ユル場合ニシテ法定賞與額マデ急激ニ減少セシムルヲ不適當ト認めラルル、場合ニオイテハ四、(一)(イ)ニ準ジテ取扱フ

五 第十九條關係 (社員昇給ノ許可)

法定ノ限度ヲ超ユル昇給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ基本給料ガ所在地域事業種目ノ類低スル他ノ會社水準ニ比シ劣レル會社ガコレヲ一般水準マデ引上ゲルタメノ昇給ハコレヲ許可スルコト (從來基本給料ガ過少ニシテ一般的手當賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラレベキ一設的手當賞與ノ一部ヲ基本給料ニ組入レントスル場合初任基本給料改訂ニ伴ヒ古參社員基本給料ヲ改訂セントスル場合ヲ含ム)

六 第二十一條關係 (社員賞與オヨビ一般的手當許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號許可ハ原則トシテコレヲナサザルコト

但シ昭和十五年中ニ終了スル賞與期間一般的手當オヨビ賞與合計金額ガ同第二十一條制限ニヨル時ハ前年同期

直前事業年度マデハ經費處分ニヨリ役員賞與ニ相當スル金額ヲ支給シ來リタル會社ガ本事業年度ニオイテ役員賞與ヲ支給セントスル時ハ令第十三條第二項第二號ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノナルトコロ、コレガ許可ニ際シテハ直前ノ事業年度ニオイテ經費處分ニヨリ支給シタル役員賞與相當額ヲ前期賞與額ニ代用シテ令第十三條ノ規定オヨビ第一回委員會決定ノ運用方針四ヲ準用スルコト

三 第十四條關係 (役員退職金ノ準則マダハ支給ノ許可)

(一) 役員退職金準則ノ許可ハ當分ノウチ會社ノ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績、役員ノ在職年數資格ナドヲ勘案シマタ當該會社ニオケル從來ノ役員退職金ニ關スル内規、從來ノ役員退職金支給ノ實績ナドヲ參酌シ不適當ナリト認めラレザル限リコレヲ許可スルコト (右ノ準則ニツイテハ「取締役員ノ決議ニヨル」ト定ムルガゴトキ支給ノ金額割合ナドガ不確定ナルモノハコレヲ認めザルコト)

(二) 準則ニヨラザル役員退職金支給ノ許可ハ當分ノウチ會社ノ經理ノ狀況、營業規模、從來ノ役員退職金支給ノ實績オヨビ退職役員ノ功績、在職年數ナドニ照ラシ不適當ナリト認めラレザル限リコレヲ許可スルコト

(三) 役員退職金許可ノ標準ニツキ會社經理統制令施行後ノ在職期間ニ對スルモノニ關シテハ漸次適正ナル基準ヲ設クルコト

四 第二十一條關係(役員賞與、一般の手當ノ許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ニ關シ昭和十六年一月一日以後同年六月末日以前ニ終了スル賞與期間ノ一般の手當オヨビ賞與ノ合計金額ガ第二十一條第一項ノ制限ニヨルトキハ前年同期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ニオイテハ前年同期ノ率(前年同期ニオケル一般の手當オヨビ賞與ノ合計金額ノ基本給料總額ニ對スル割合)ヲ許可スルコト、タマシ右ノ許可ニ對シテハ原則トシテソノ支給總額ノ五分ノ一ニ相當スル金額ニツキ施行規則第二十四條第一項ニ掲グル支給方法ニヨラシムベキ條件ヲ付スルコト

前項ノ方針ハ當該賞與期間終了以前ニオイテ主務大臣ノ許可ヲウケテ施行規則第十七條ノ限度ヲ超エテ基本給料ノ一般の改訂ヲナシタル場合ニオイテハコレニヨリ修正ノ上コレヲ準用スルモノトスルコト

(二) 施行規則第二十四條第一項第一號(丙)ノ承認(1) 支給額ガ安全ニ保管セラレ購買力ガ散佚ヲ來サザ

スル事業ニ雇傭セラレ労働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル労働ニ從事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
 - 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
 - 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
 - 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
 - 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
 - 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
 - 七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
 - 八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業
- 第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下

賃金統制令

ル限りハ原則トシテ承認スルコト、例ヘバ左ニ掲グルゴトキ場合ニシテ通帳ソノ他ノ證書ノ保管ニ關シ當該社員退職ニイタルマデ本人ノ自由處分ヲナサシメザル措置ヲ講ズル場合ハ承認スルコト

(イ) 銀行定期預金トスル場合

(ロ) 金銭信託トスル場合

(ハ) 生命保險ノ掛金ニ充當スル場合

(2) 本人マタハソノ家族ノ病氣災害ナド會社ガ眞ニヤムヲ得ザルモノト認メタル場合ニオイテ現金ノ拂出證書ノ交付ナドノ途ヲ開クコトハコレヲ承認スルコト

賃金統制令

(昭和十五年十月) 勅令第六百七十五號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當

雇傭主ト稱ス)ガ労働ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

- 賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ

又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ

一定ノ勞務者ニ付最低賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃

金ノ額ヲ下ル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ

一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者

ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金

ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽

キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃

金ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規

定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額は失スト

認めラレルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對

シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ

定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ

命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又

ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總

數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ

定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條

ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金を以

テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給

ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金を増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ

支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ
總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タ
ル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法

ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ

依ル賃金を以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第

二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程

ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規定ノ適用ア

ル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金を

増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依

ル認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナル

トキ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物
給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制
上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

賃 金 統 制 令

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ

委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル虞アル

場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ

對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲

スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長

官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方

長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若

ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組

合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇

傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ

以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

一 最低賃金

二 最高初給賃金

三 最高賃金

四 定額賃金制ニ於ケル定額給

五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給

六 請負賃金制ニ於ケル請負單價請負時間又ハ請負歩合
及賃金算定方法

七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ヲ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキ

賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

賃 金 統 制 令

コトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聲キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣(内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域)ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲

ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經験労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル労働者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニシテ労働者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限

ヲ受クベキ労働者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月 厚生省令第四十六號)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ノ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ労働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル労働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル労働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル労働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル労働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル労働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ労働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ労働者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従業スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者

賃金統制令施行規則

三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル労働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ掲示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中労働者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係労働者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額

- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
 - 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給舊條件
 - 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件
 - 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
 - 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨
- 前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得
- 第六條** 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ
- 作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル
- 同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記

- 載ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ
- 第七條** 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ
- 第八條** 令第六條ノ規定ニ依リ賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地竝ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ
- 第九條** 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

- 第十一條** 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ
- 一 從事シツツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者
 - 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者
 - 三 工場又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
 - 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
 - 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者
- 第十二條** 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス
- 第十三條** 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス
- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當
 - 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
 - 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
 - 四 賞與
 - 五 臨時ノ給與
- 第十四條** 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ

爲ストキ

三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ

雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
 - 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
 - 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ
- 雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ

最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項第一號及第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第五號、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條

同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ
當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ実績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ実績ナキトキハ其ノ実績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

- 一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、経験年數等ニ因リ必要アルトキ
- 二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ
- 三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ
- 四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ

賃金統制令施行規則

於テ失効ノ期限ヲ附スモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 二 賞 與
- 三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、

業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現ニ在ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請者ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントストキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可

賃金統制令施行規則

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントストキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容
三 協定ノ行ハルル區域
四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルトコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントストル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル場合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同上ノ工場、事業場事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長

第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依リ指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依リ指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依リ申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同ジ

昭和 年 月 日

住 所

(雇傭主) 氏

名 印

(地方長官)殿
記載注意

- 一 事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(小分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト
 - 二 勞務者ノ從事スル業務ハ其ノ勞務者ノ從業スル業務ノ内容ヲ知悉スルニ足ル名稱(職種)ヲ記載スルコト
- 様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七種トス、横三六、四種トス)

賃金規則記載省略許可申請書

事業ノ種類	從業場所 ノ名稱	常時雇傭 スル勞務 者數	計	女	男
	所在地		計	女	男
作業又ハ製品ノ種類	請負單價、請負時間又ハ請負歩合	省 略 ノ 理 由	男	女	計

其 ル ノ 他 ベ キ 事 項 ト					
---	--	--	--	--	--

昭和 年 月 日

住 所

(雇傭主) 氏

名 印

(地方長官)殿
記載注意

- 一 請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添附ノ上本欄ニ別紙添附ノ旨記入スルコト

様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七種トス、横三六、四種トス)
精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

事業ノ種類	從業場所 ノ名稱	常時雇傭 スル勞務 者數	計	女	男
	所在地		計	女	男

賃金統制令施行規則

給規程ノ内容	給	
	圓	錢
認可後一月間ニ於ケル貸金支拂 總額ノ見込額		
認可後一月間ニ於ケル總平均時 間割賃金ノ見込額		
備考		

其ノ他參考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日

住 所

(雇傭主) 氏

名 印

記載注意 (地方長官) 殿

一 本様式ニ記入シ得ザル事項ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

様式第十一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格 B 4 縦二五、七厘トス、横三六、四厘トス)

不就業手當支給許可申請書

事業ノ種類	支給セントスル手當ノ名稱	額又ハ率	支給條件	支給ノ理由	一年間ノ支給見込金額	一年間ノ支給見込人員	従業場所ノ名稱			所在地
							常時雇傭スル勞務者數	計	男	

其ノ他參考ト爲ルベキ事項

貸金統制令施行規則

昭和 年 月 日

(地方長官)殿

住所 (雇傭主) 氏

名印

様式第十二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七糎トス 横三六、四糎トス) 實物給與許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	賞與總額	支給勞務者數	一人平均賞與額				
					計	女	男		
實物ノ種類	給與單位	評價額	給與時期	給與條件	一年間ノ給與勞務者數	備考			
其ノ他參考ト爲ルベキ事項									

昭和 年 月 日

(地方長官)殿

住所 (雇傭主) 氏

名印

様式第十三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七糎トス 横三六、四糎トス) 賞與許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	賞與總額	支給勞務者數	一人平均賞與額			
					計	女	男	
許可ヲ受ケ支給セントスル賞與								
本年ニ於テ既ニ支給セル賞與								
前年中ニ支給								

賃金統制令施行規則

セル賞與	平均標準報酬日額 ノ四十日分		支給セントスル賞 與總額ノ算出基礎	支給理由 セントス	其ノ他参考ト爲ル ベキ事項
	本 年	前 年			

昭和 年 月 日

(地方長官)殿

住 所
(雇傭主) 氏

名 印

様式第十四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七釐トス 横三六、四釐トス) 臨時給與許可申請書

事業ノ種類	支給時期	許可ヲ受ケ支給セ ントスル臨時給與	本年ニ於テ既ニ支 給セル臨時給與	其ノ他参考ト爲ル ベキ事項	臨時給與總額 圓	支給勞務者數	一人平均給與額				
							從業場所 ノ名稱	所在地	常時雇傭 スル勞務 者數	計	女

賃金統制令施行規則

九九三

備考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 賃労働時間數、早出殘業、深夜就業時間數及該當ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト
記載注意
- (1) 期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨グザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
- (5) 時給、日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金額ハ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (6) 早出殘業歩増欄、深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出殘業、深夜就業又は休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
- (7) 手當欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、役付手當、年功加給、作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減ジタル額ヲ記入スルコト
- (10) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十七號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦三五、七釐トス、横三六、四釐トス)
賃金臺帳 (總括票)

事業ノ種類	昭和		年		月		日		事業場名
-------	----	--	---	--	---	--	---	--	------

労働者數	男				女				總計
	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	
總就業日數									
總就業時間數									
平均時間割賃金									
平均時間割賃金ニ總就業時間數ヲ乗ジタル額									

支拂賃金計(1)																				
貨物給與換算額(2)																				
支拂賃金計(1)及貨物給與換算額(2)合計(4)																				
賞與及臨時ノ給與(3)																				
支拂賃金總計 ((1)(2)(3)ノ合計)																				
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間數ヲ以テ除シタル商																				

貨物給與 (白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名	稱	數	量	支給	勞務者數

備考

- (1) 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
- (2) 本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
- (4) 平均時間割賃金欄ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニヨリ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
- (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (6) 貨物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル貨物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
- (7) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十八號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五、七種トス 横三六、四種トス)

賃金臺帳 (個人票)

男	生年月日	雇入年月日	職	種	前歴年月日
女	生年月日	雇入年月日	雇入番號		年 月

氏名	
番號	

期	間	就	業	日	數	支	給、日給又ハ月給及請負利 時給、又ハ加給金	手	當 (歩増ヲ含ム)	支	拂	賃	金	計(1)	控	除	金	總	額	差	引	支	拂	額

賃物給與換算額(2)	住		居	給	與	支	拂	賃	金	計(1)	支	與	及	臨	時	ノ	給	與(3)	支	拂	賃	金	總	計((1)(2)(3)ノ合計)	
	食	事																							
白	米	精	麥	給	與																				
	食	事	給	與																					
	住	居	給	與																					
支拂賃金計(1)及賃物給與換算額(2)合計																									
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計																									

備考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
 - (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
 - (3) 該當チキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト
- 記載注意
- (1) 期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
 - (2) 前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
 - (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト

賃金統制令施行規則

- (4) 時給、日給又は月給及請負利益金又は加給金額ニハ内譯欄ヲ設ケ請負利益金又は加給金額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (5) 手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又は深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (6) 控除金額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (7) 白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B₄ 縦三五、七糎トス)

賃金臺帳(總括票)

事業ノ種類	昭和 年 月 分		事業場名	計
	男	女		
労働者数				

總就業日数			
支拂賃金計(1)及賃物給與換算額(2)合計(4)			
賞與及臨時ノ給與(3)			
支拂賃金總計((1)(2)(3)ノ合計)			
一日平均賃金(4)ヲ總就業日数ヲ以テ除シタル商			

賃物給與(白米精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名	種	數	量	支給	労働者數

備 考

(1) 本臺帳ハ一月毎 (賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎) ノ票ニ作成スルコトノ記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳 (個人票) ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 支拂賃金計(1)及貨物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳 (個人票) ニ記入セル支拂賃金計(1)及貨物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳 (個人票) ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第二十號 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(表面)

--	--

賃金統制ニ關スル臨時檢票

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ガ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

賃金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

官	職	氏	名
		厚生省又ハ 廳府縣印	

價格等統制令

(昭和十四年十月 勅令第七百三號)

改正 昭和十五年十月 勅令第六百七十七號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送料、保管賃、損害保險料、賃賃料又ハ加工賃(以下價格等ト稱ス)ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ

二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引

價格等統制令

渡ヲ受ケタルモノ

三 運送料又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 保管料、損害保險料又ハ賃賃料ニ付支拂者ガ履行遲滯ニ在ルモノ

前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額(同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額)、偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

但シ閣令ノ定ムルモノガ判定困難ナル場合ニ於テ價格等ノ受領者ノ申請アルトキハ行政官廳ニ於テ其ノ額ヲ指示シ其指示額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第三條 商工業業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員(構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場

合亦同ジ)ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額(前條第一項若ハ第二項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク)ガ著シク不當ト認メラルルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及賃賃料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條ノ二 前條ノ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ物ノ價格等ニセテハ其ノ受領者ニ於テ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ閣令ノ定

ムル所ニ依ル

第七條 前二條ノ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等(有價證券ノ價格及賃賃料ヲ除ク以下同ジ)ノ額ヲ指定シタルトキハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ拘ラズ

前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第八條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更(第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク)ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條又ハ第六條乃至第七條ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲スコトヲ得ズ第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

價格等統制令

第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、賃賃損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

- 一 繭、生絲、棉花又ハ綿布ノ取引所ニ於ケル賣買取引ノ價格
- 二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送賃
- 三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三條 本令ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ

必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

- 一 農林水産物ノ生産者及其ノ組織スル法人ノ販賣スル場合ノ農林水産物ノ價格並ニ農林水産業専用物品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
- 二 酒造税法ノ酒類並ニ酒精及酒精含有飲料税法ノ酒精及酒精含有飲料税法ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及大藏大臣
- 三 醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣
- 四 運送貨並ニ運送ニ直接關聯スル保管料及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテハ鐵道大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ逓信大臣
- 五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貨料、家畜ノ賃貨料農林水産物ノ保管ヲ目的トスル倉庫（倉庫營業者及商工業者ノ組織スル法人ノ營ム倉庫ヲ除ク）ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林水産物及農林水産業専用物品ノ加工賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
- 六 船舶ノ價格及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣

但シ總噸數二十噸未満ノ漁船ノ賣買價格及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及逓信大臣

七 兵器、彈藥、艦船等ニシテ軍機保護上必要アルモノニ關スル第二條ニ規定スル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣

八 前各號ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

九 第六條ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ關スル事項ニ付テハ前各號ニ拘ラズ當該法令ニ於ケル主務大臣

第十六條 前條第七條ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

第十七條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 第二條乃至第四條ノ規定ハ昭和十六年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關ス

左ニ掲グル規定ハ之ヲ削除ス

昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條及第十條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號（昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件）第八條及第九條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條及第六條

昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條及第七條

前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十條 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ指定シタル日ニ於ケル販賣價格ハ之ヲ第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則

ル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十九條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則

昭和十三年臺灣總督府令第一百十四號物品販賣價格取締規則

價格等統制令

第一條

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年臺灣總督府令第一百四十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條

第二十一條 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官、朝鮮總督府、道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長又ハ南洋廳支廳長ノ爲シタル販賣價格指定又ハ許可ハ第二條第一項但書又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ各相當ノ行政官廳ノ爲シタル價格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス

但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條
昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年臺灣總督府令第一百十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年樺太廳第三十六號皮革配給統制規則第六條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定及附則第二項ノ規定ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス
價格等統制令第二條第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ規定ニ依ル行政官廳ノ許可ニシテ昭和十五年十月十九日ヲ以テ其ノ有効期間ノ滿了スルモノハ昭和十六年四月十八日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ當該行政官廳ガ別段ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

價格等統制令施行規則

昭和十三年商工省令第三十一號ステールプルフアイバー及ステールプルフアイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項
昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條
昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號（昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件）第八條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條

價格等統制令施行規則

（昭和十四年十月）
閣令第十三號

改正 昭和十五年十月
閣令第十二號

第一條 價格等統制令（以下統制令ト稱ス）第二條第一項

但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セララルコト明カナル物ヲ賣買スルトキ

二 輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ

三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ニ提出スベシ

一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ名稱、品

種、數量及輸出セラルルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱品種及數量並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ於テハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細

前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付一般物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ

大臣ノ定ムル行政官廳ニ申請スベシ

第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

二 構成員(統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ)タル資格及構成員ノ概數

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 定款又ハ規約ノ寫

二 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルヲ必要トスル事由及其ノ額ノ算定基礎ヲ明カニスル書面

三 前條ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

第六條 統制令第二條第一項但書若ハ第七條第一項但書ノ許可又ハ同令第三條第一項若ハ第六條ノ二ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ

第七條 主務大臣又ハ地方長官統制令第三條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ公示ス

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

價格等統制令施行規則

二 削除

三 前號ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

第三條ノ二 統制令第二條第三項但書ノ指示ハ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)之ヲ爲ス

前項各號ニ掲グル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルトキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣)又ハ主務大臣ノ指定スル法人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ物以外ノモノ價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃賃料及加工賃ノ額ニ付之ヲ準用ス

第四條 統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ左ニ掲グル區別ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 數府縣又ハ全國ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ主務大臣

二 道府縣又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ地方長官

前項ニ掲グル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ主務大臣

二 構成員タル資格

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

第八條 統制令第三條第二項ノ處分ハ同條第一項ノ認可ヲ爲シタル主務大臣又ハ地方長官處分ノ旨及前條各號ニ掲グル事項ヲ公示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

第九條 統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ主務大臣又ハ地方長官價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

一 價格等ノ引下後ノ額

二 引下實施ノ日

第十條 統制令第二條乃至第四條ノ規定ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

一 財團、營業及無體財產權ノ價格及賃賃料

二 書畫骨董ノ價格

三 鮮魚介類(冷凍魚介類及鰻ヲ除ク)生蔬菜及生果實ノ價格

四 家畜ノ價格及賃賃料並ニ家禽及立木竹ノ價格

五 輸出品タル綿絲及輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フル綿

絲（關東州、滿洲及支那向ノモノヲ除ク）ノ價格
六 生絲（玉絲及野蠶絲ヲ除ク）及繭（玉繭及屑繭ヲ除ク）ノ價格

第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

- アルコール專賣法
- 阿片法
- 遠洋航路補助法
- 家畜保險法
- 瓦斯事業法
- 漁船保險法
- 軌道法
- 輕金屬製造事業法
- 工作機械製造事業法
- 航路統制法
- 航空法
- 航空機製造事業法
- 小運送業法
- 索道事業規則（昭和二年遞信省令第三十六號）
- 鹽專賣法

- 鹽賣捌規則
- 飼料配給統制法
- 重要肥料業統制法
- 森林火災國營保險法
- 人造石油製造事業法
- 自動車製造事業法
- 自動車交通事業法
- 石油業法
- 製鐵事業法
- 粗製樟腦樟腦油專賣法
- 倉庫業法
- 煙草專賣法
- 煙草賣捌規則
- 中央卸賣市場法
- 地方鐵道法
- 電力管理法
- 電氣事業法
- 電力調整令
- 鐵道營業法
- 鐵道運輸規程

農業保險法

農業倉庫業法

米穀統制法

米穀配給統制法

酪農業調整法

臨時肥料配給統制法

硫酸アンモニア増産及配給統制法

臨時船舶管理法

昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）

第十一條ノ二 統制令第六條ノ二ノ物ノ指定ハ物ノ性質、機能、構造等ニ鑑ミ其ノ價格等ニ付同令第七條又ハ海運統制令第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ一般的ニ類ノ指示ヲ爲スヲ著シク不適當又ハ困難ト認メラルモノニ限リ之ヲ爲スモノトス

前項ノ物ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス

第十一條ノ三 統制令第六條ノ二ノ認可ハ主務大臣之ヲ爲ス

第十一條ノ四 前條ノ認可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲價格等統制令施行規則

グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一 其ノ物ノ名稱、品種、構造、機能其ノ他其ノ物ノ特質ヲ明カニスル事項

二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 豫定販賣價格見積ノ根據

第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣之ヲ爲スモノトス但シ主務大臣ニ於テ地方長官額ノ指定ヲ爲スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ地方長官額ノ指定ヲ爲スモノトス

第十三條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス但シ軍機保護上告示ヲ不適當トスルモノニ付テハ價格等ノ受領者ニ對スル通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 統制令第十一條第一項ノ行政官廳ハ主務大臣又ハ地方長官トス

同條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 統制令第十二條第三號ニ掲グル價格等ハ左ニ掲グルモノトス
一 私設保稅工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ニシテ明治三

- 十七年勅令第九號第一條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノガ同項ニ規定スル事由ニ因リ當該保稅工場ノ作業ニ使用スル物品ノ買入價格
- 二 金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物及産金法ノ合金鑛産物ノ價格並ニ金資金特別會計法ニ依リ金資金ヲ運用スル場合ノ物ノ價格
- 三 國營ノ鐵道、軌道及自動車並ニ其ノ附帶ノ業務ニ關スル運送賃賃貨料及保管料
- 四 統制令施行地以外ノ地相互間（關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク）ニ於ケル運送ノ運送賃
- 五 統制令施行地以外ノ地へ支拂ヒ又ハ統制令施行地以外ノ地ヨリ受領スル保險料（統制令施行地ト關東州、滿洲又ハ支那トノ間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ヲ除ク）及統制令施行地以外ノ地（關東州、滿洲及支那ヲ除ク）相互間ノ運送ニ對スル貨物ノ保險又ハ航海ニ對スル船舶ノ保險ノ保險料
- 六 再保險料
- 七 日本船舶ニ非ザル船舶ノ賃貨料
- 八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支

那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條ノ規定ニ依ル調整機關ノ指定輸出品ノ買取價格及輸出價格、調整機關ガ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ル調整機關ノ受領價格及受託者ノ輸出價格調整機關ノ同令第六條ノ規定ニ依ル指定輸入品ノ輸入價格並ニ調整機關ガ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ輸入價格及調整機關ヨリノ受領價格

第十六條 第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ

第十七條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定ニシ其ノ第二條第一項、第五條又ハ第十一條ノ四ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 統制令第十五條第五號ノ加工賃ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 米穀ノ他ノ穀物ノ穀摺賃及乾燥賃
- 二 炭燒賃
- 三 生絲挽賃
- 四 肥料ノ加工賃

第十九條 本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ陸上運送賃並ニ陸上運送ニ直接關聯スル保管料及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ第四條第一項第一號ノ場合ヲ除クノ外地方鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運輸事業ニ在リテハ鐵道大臣、人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ニ在リテハ起點所在地ヲ管轄スル地方長官、小運送業ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ於テハ警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス但シ第十四條ノ場合ニ在リテハ地方鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運輸事業ヲ除クノ外鐵道大臣及小運送業ニ在リテハ當該鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ當該地方長官（東京府ニ於テハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ヲ除クノ外警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及

價格等統制令施行規則

警視總監）トス
本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ船舶ノ價格、賃貨料及水上運送賃ニ關スル事項ニ付テハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ賣買價格、賃貨料及運送賃並ニ長サ五十米未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ所管通信局長、其ノ他ニ在リテハ通信大臣トス但シ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶（舢舨、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク）ノ賣買價格、賃貨料及運送賃並ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ地方長官（東京府ニ於テハ運送賃ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス
本令ニ於テ地方長官トアルハ醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ東京府知事及警視總監トス

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
別記様式（用式ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

- 等ノ活用ニ依リ監督ニ遺憾ナキヲ期スル要アリ
- 五 本令ハ價格等ノ引上停止ト公定トニ付規定セルモ海運造船ニ關スル公定ニ付テハ別途規定ヲ設クル方針ヲ以テ準備中ナルヲ以テ本令ヲ發動セザルコトトス
- 六 本令ニ依ル諸種ノ認可許可ノ申請ハ地方事情ニ依リ海軍部出張所ヲ經由セシムルコトハ妨ゲナシ、又遞信局長ノ職權ノ一部ニシテ輕微ナル事項ニ屬スルモノ又ハ地方事情ニ則スルヲ必要トスルモノニ付テハ本省ニ經伺ノ上之ヲ海軍部出張所長ニ委任スルモ差支ヘナシ
- 七 本令ノ運用ニ付テハ府縣其ノ他關係官廳ト緊密ナル連絡ヲ探ルコト
- 八 漁船ヲ漁船トシテ賣買又ハ貸貸スル場合ノ賣買價格及賃貸料並ニ專ラ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル場合ノ漁船ノ運送賃ニ付本令ヲ運用スル場合ハ別紙漁船ノ價格統制ニ關スル地方長官宛通牒ニ準ジ道府縣水産會ヲ活用スルコト

- 第二 適用範圍
- 一 本令ハ船舶修繕料、荷役請負賃、仲立料ニハ適用ナキヲ以テ價格統制ノ十分ナルヲ期シ得ザル點ナシトセズ然レ共カカル方面ニ付テハ行政運用其ノ他ノ方法ニ依ル規正ヲ加フルコトニ努ムル方針ナリ
 - 二 輸出入運賃等ニ付令第十二條ニ依リ本令ノ適用ヲ除外セルモ必要ニ應ジ別途ノ方法ヲ考慮スル方針ナリ
 - 第三 指定期日ニ於ケル額ノ確定方法
 - 一 令第二條第二項ノ「同事情ノ下ニ」アルハ契約條件ガ同ジキコト及狹義ノ契約條件ト稱シ得ザルモ例ヘバ相手方ノ信用狀態、取引關係、取引ノ場所、取引ノ時期等通常契約額ニ影響ヲ及ボスベキ諸事情ガ同様ナルコトヲ指稱スルモノトス
 - 二 令第二條第二項ノ「契約ヲ爲シタルベキ額」トハ指定期日ニ於テ業務ヲ行ヒ居リタル者ガ公休日等ノ爲ニ偶々同一條件ノ契約ヲ爲サザリシモ契約ヲ爲シタルベカリシコト明ナル場合ニ於ケル其ノ契約ノ額ヲ指稱スルモノニシテ大體左ノモノヲ推定シテ妨ナシ但シ推定ナルヲ以テ割引率(場合ニ依リテハ割増率)等異ル額ニ依ルベカリシコト明白ナルトキハ其ノ額ニ依ルモノ

- (1) 指定期日ニ公開ノ運賃表定價表等アリタルトキハ其ノ表ノ額
- (2) 右ナキトキト雖モ同種條件ノ契約ヲ爲シタルトキハ其ノ契約ノ額ヲ基礎トシテ算定シタル額
- (3) 右二項トモナキ場合ハ一般市場價格
- 三 季節ニ依リ出廻ル輸送貨物ニシテ季節ニ依リ運賃ニ高低甚シキモノハ規則第三條第一項第一號ニ該當スルモノト解釋シテ妨ナシ
- 四 船舶、船用機關、船用品等ニシテ新型又ハ新規發明品ニ付テハ規則第三條第一項第二項ニ該當スルモノトシ用途、効能、原材料等ノ點ニ於テ類似スル既成品ニ照シ額ヲ算定スルモノトス
- 五 規則第三條第一項各號中「之ニ準ズルモノ」トアルハ大體左ノ如キモノヲ謂フ
 - (1) 同一受領者ガ指定期日ニ履行中ノ同一又ハ同種ノ條件ノ契約ニシテ指定期日前最近ノ時期(例ヘバ造價格等統制令施行ニ關スル件)

- 船ニ付テハ六月前位迄)ニ爲シタル契約ノ額、但シ同種ノ契約ニ付テハ其ノ額ヲ基礎トシテ算定シタル額ニ依ルコト
- (2) 右ナキトキハ指定期日ニ於テ同業者ガ爲シ又ハ爲シタルベキ同一又ハ同種ノ條件ノ契約ノ額但シ同種ノ條件ノ契約ニ付テハ其ノ額ヲ基礎トシテ算定シタル額ニ依ルコト
- (3) 右二號トモナキトキハ同業者ガ指定期日ニ履行中ノ同一又ハ同種ノ條件ノ契約ニシテ指定期日前最近ノ時期(例ヘバ造船ニ付テハ六月前位迄)ニ爲シタル契約ノ額、但シ同種ノ條件ノ契約ニ付テハ其ノ額ヲ基礎トシテ算定シタル額ニ依ルコト
- 六 令第二條第一項但書各號ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ既ニ履行ニ着手(造船着工ノ如シ)セルモノヲ其ノ契約ノ儘認ムル極旨ニ止リ、本令施行後右ノ契約ヲ變更スルコトヲ容認スルモノニ非ズ
- 第四 指定期日ニ於ケル額ノ指示
 - 一 規則第三條第二項ノ指示ハ指定期日ニ於ケル額ヲ新ニ公定スルモノニ非ズシテ額ヲ判定シ指示スルニ止ルモノトス

- 二 右ノ指示申請ノ手續ハ別ニ規定スル處ナキモ指示ヲ受ケントスル額ヲ記載シタル適宜ノ申請書ヲ提出セシメ之ニ可否ヲ記載スル等便宜ノ方法ヲ採ルコト
- 三 額ノ指示ノ申請ニ關スル事務簡捷ヲ圖ル爲申請人タル額ノ受領者ニ於テ先ノ相手方タル支拂者ノ同意ヲ得タル上申請セシムル等適宜ノ措置ヲ講ズルヲ可トス
- 四 遞信局ニ於ケル規則第三條第二項ニ依ル法人又ハ團體ノ指定ハ當分見合セルコト

第五 令第二條第一項但書ノ許可申請

- 一 左ノ場合ハ規則第一條第一項第三號ノ事由ニ該當スルモノト解釋シ取扱フコト
 - (1) 附東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セララルコト明ナル船舶ノ下請タルコト明ナル場合
 - (2) 造船ニ於テ輸入品及輸入原材料ノ昂騰特ニ著シキトキ
 - (3) 國庫ヨリ費用ヲ補助スル航路ノ運賃
- 二 許可シタルトキハ申請書ノ一通ニ「右許可ス、但シ金何圓(又ハ申請額)ヲ超ユベカラズ、年月日、遞信局長名」ト記載シ申請者ニ交付シ一通ハ之ヲ保管スルコト但シ諸般ノ事情ヲ考慮シ額ヲ限定スルノ要ナシト

- 認メタル場合ニ於テハ「金何圓(又ハ申請額)ヲ超ユベカラズ」ノ指示ヲセザルモ妨ナシ
- 三 本許可ハ規則第二條第一項ノ規定ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ルニ依リ重複シテ申請セザル様指導スルコト

第六 令第三條第一項ノ認可申請

- 一 令第三條第一項ノ認可申請ヲ爲シ得ルモノハ法人ニ限定セズ事實上ノ團體タルヲ妨ゲザルモ其ノ定款ニ於テ地區及構成員ノ資格ガ明ナルモノナルコトヲ要ス
- 二 從前ヨリ監督シ來リタル團體ニシテ定款又ハ規約ガ明ナルモノ又ハ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議アリタルコト明瞭ナルモノ等ニ付テハ規則第十七條ヲ活用スルコト
- 三 本認可ハ左ノ基準ニ依リ之ヲ爲スコト
 - (イ) 指定期日ニ於ケル同業者ノ大多數ノモノノ中庸値段ヲ以テ最高ノ標準トシ之ニ隣接地區ノ同種ノ額トノ均衡ヲ考慮シタルモノヲ以テ認可額トスル様努ムルコト
 - (ロ) 成ルベク代表的團體ニ付認可スルコト
 - (ハ) 成ルベク團體員ノ過半數ガ同意セル額ニ付認可スルコト

(ニ) 低物價政策ニ協力セシムル様指導スルコトヲ本

- 旨トシ苟モ本制度ヲ惡用シテ不當ニ價格等ノ鈞上協定ヲ爲スガ如キコトナキ様注意スルコト
- 四 規則第六條ニ依リ必要ニ應ジ適用スベキ構成員ノ範圍ヲ限定シ又ハ適用期間ヲ限ル等ノ制限ヲ附シ又ハ事情ニ依リ認可ヲ取消スベキ旨ノ條件ヲ附スルヲ妨ゲザルコト
- 五 認可シタルトキハ申請書ノ一通ニ「右許可ス、但シ何々(制限又ハ條件)年月日、遞信局長名」ト記載シ申請者ニ交付シ一通ハ之ヲ保管スルコト
- 六 認可後額ガ不當ナリシコトヲ發見シ又ハ他トノ均衡ヲ失スルニ至リタルトキハ變更認可ノ申請ヲ爲サシメ又ハ認可ノ際附シタル取消スベキ旨ノ條件ヲ活用スルコト
- 右ノ變更認可ハ新規認可申請ニ準ジ之ヲ爲サシメ且新規認可ト同様ニ公示及周知ヲ爲スコト
- 七 規則第七條ノ公示ハ遞信局報ニ掲載シテ之ヲ爲スコト
- 八 右ノ公示ヲ爲シタル遞信局報ハ之ヲ關係府縣、警察署ニ送付スルト共ニ業者ノ團體ニ送付シ周知ヲ圖ルコト

價格等統制令施行ニ關スル件

第七 令第三條第二項ノ處分

- 一 令第三條第二項ノ處分ハ成ルベク同條第一項ノ認可ト同時ニ之ヲ爲スヲ可トス
- 二 右ノ處分ヲ爲スニ當リテハ構成員ト非構成員トノ數ノ比率、非構成員ノ存スル事情、非構成員ニ及ス必要ナル理由、及シタル後ノ情況等ヲ十分考慮シテ之ヲ爲スコト
- 三 公示及周知ニ付テハ第六ノ場合ヲ準用スルコトトシ特ニ周知ノ徹底ヲ期スルコト

第八 令第四條ノ處分

- 一 令第四條ノ處分ハ指定期日ニ於ケル額ガ偶然ノ事由ニ依リ不當ニ著シク高額ナリシ場合ニ之ヲ爲スベキモノナルモ成ルベク本條ヲ發動スルコトナク實際ノ運用ニ依リ事實上引下ゲシムル如ク指導スルヲ可トスベシ
- 二 事情已ムナク本條ヲ發動シタルトキハ其ノ旨ヲ關係府縣、警察署等ニ通報スルヲ可トス

第九 報 告

- 一 左ノ事項ハ毎月十日迄ニ前月中ノ狀況ヲ管船局ニ報告スルコト

- (1) 令第二條第一項但書ノ許可ノ事項別(造船價格、賣買船價、運賃、備船料等)及事由別件數
- (2) 規則第三條第二項ノ指示ノ事項別(概略)件數
- 二 令第三條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ認可額及其ノ他ノ概略又ハ認可申請書及認可書ノ寫ヲ遲滞ナク管船局ニ報告又ハ提出スルコト同條第四項ノ變更認可ヲ爲シタルトキ亦同ジ
- 三 令第三條第二項及第四條ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ概要ヲ遲滞ナク管船局ニ報告スルコト

價格等統制令施行ニ關スル件

(昭和十四年十一月)
船總第五百九十六號通牒

本件ニ關シテハ價格等統制令施行規則第十九條ニ依リ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶(舢舨、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク)ノ賣買價格、賃貨料及運送賃並ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ付テハ地方長官及警視總監ニ委任セラレ居ル處之カ運用ニ關シテハ

別紙遞信局長ニ對スル通牒ト同趣旨ニ依リ取扱相成度此段
依命及通牒候

漁船ノ價格統制ニ關スル件

(昭和十四年十一月)
船總第五百九十八號通牒
水第一萬四千八百廿六號通牒

價格等統制令施行規則第十九條第二項ニヨリ貴官ニ委任セラレ居ル總噸數二十噸未滿ノ漁船ノ賣買價格及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ左記ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也
追而漁船トハ船舶安全法施行規則第三條ニ掲グル船舶ヲ指稱シ、漁船ノ賣買價格及賃貨料トハ漁船ヲ漁船トシテ賣買又ハ賃貨スル場合ニ限ルモノニ有之候條御了知相成度爲念申添候

一、總噸數二〇噸未滿ノ漁船ノ賣買價格、賃貨料ニ付キ價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ基キ同令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムル要アルトキハ道府

縣水產會道府縣水產會道府縣水產會ナキトキハ之ニ準ズルモノ)ヲシテソノ額ヲ定メシムルコトトシ左ノ各號ニ依リ取扱相成度キコト

- (一) 道府縣水產會其ノ地區内ニ於ケル漁船ニ付テ噸數別、鰓關馬力別、船齡別、漁業種類別等ノ賣買價格、賃貨料ヲ定メタルトキハ當該水產會ヲシテ價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ基キ認可ヲ申請セシムルコト
- (二) 道府縣水產會前號ノ決定ヲ爲サントスルトキハ當該水產會ヲシテソノ區域ニ於ケル郡市水產會、漁業組合、同聯合會其他水產業者ノ團體又ハ漁船所有者等ヨリ充分意見ヲ徵セシムルコト
- (三) 地方長官(一)ノ申請ヲ受ケタルトキハ縣下並ニ關係道府縣ニ於ケル各種漁船ノ賣買、賃貨ノ情況ヲ考慮シ要スレバ關係道府縣地方長官トモ聯絡ノ上認可スルコト
- (四) 地方長官前號ノ認可ヲ爲シタルトキハ認可申請書及ソノ添付書類ノ寫、認可事實其他參考トナルベキ事項ヲ記載セル書類ヲ農林大臣及遞信大臣ニ提出スルコト

二、價格等統制令第二條第二項ノ規定ニ依ル指定期日ニ於價格等統制令施行規則第三條第二項ノ規定ニ依ル法人又ハ團體ノ指定ニ關スル件 一〇二九

ケル額ナク而モ同令施行規則第三條第一項ノ規定ニ依ル額ノ判定困難ナル場合ニ於テ同令施行規則第三條第二項(第三項)ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ指示スル法人トシテハ道府縣水產會(道府縣水產會ナキトキハ之ニ準ズルモノ)ヲ指定スル見込ナルヲ以テ該水產會ヲシテ郡市水產會、漁業組合、同聯合會其他水產業者ノ團體又ハ漁船所有者等ト充分聯絡セシメテ指示ヲナス様指導サレ度キコト

價格等統制令施行規則第三條第二項ノ規定ニ依ル法人又ハ團體ノ指定ニ關スル件

(昭和十四年十一月)
遞信省告示第三千三百四十六號

價格等統制令施行規則第三條第二項ノ規定ニ依リ價格等ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得ル法人又ハ團體ハ左ノ通トシ本日ヨリ之ヲ施行ス